

2018（平成 30）年度  
東京電機大学  
自己点検・評価報告

## 【目 次】

1. はじめに	P 3
2. 2018（平成 30）年度 各部局における自己点検・評価	
・基準 2「内部質保証」	P 5
・基準 4「教育課程・学習成果」	P18
・基準 5「学生の受け入れ」	P56
3. 2018（平成 30）年度 自己点検・評価 総評	P75
4. おわりに	P76

## 1. はじめに

東京電機大学は、2016（平成 28）年度より、新たなガバナンス体制を構築し、当該ガバナンスに係る責任体制の明確化と迅速化を図りつつ、1907（明治 40）年の学園創設以来の「技術で社会に貢献する人材の育成」の使命と、建学の精神、教育・研究理念のもと、毎年度の自己点検・評価活動に取り組んでいる。

2016（平成 28）年度には、（公財）大学基準協会による第 2 期大学認証評価を受審し、7 年間の適合認定（2017（平成 29）年 4 月 1 日～2024（平成 36（令和 6）年 3 月 31 日）を取得した。一方で、一部の努力課題や改善すべき事項が付されたことから、2016（平成 28）年度自己点検・評価報告書並びに 2017（平成 29）年度自己点検・評価報告書においては、当該事項の改善並びに内部質保証を主眼とし、その点検・評価を行い、課題の解決、改善を図ってきた。

この取り組みを経て、本自己点検・評価報告書においては、2018（平成 30）年度より開始された（公財）大学基準協会による『第 3 期認証評価基準』に鑑み、「基準 2 内部質保証」、「基準 4 教育課程・学習成果」、「基準 5 学生の受け入れ」に焦点を絞って、3 つのポリシーおよびアセスメントポリシー等に基づく自己点検・評価を行った。自己点検・評価の具体的な内容や課題等については次頁以降を参照願いたい。

以 上

# 2018 (平成30) 年度 各部署における自己点検・評価

<b>2018 (平成30) 年度 自己点検・評価 チェックシート (担当部署用)</b>		作成日: 2019年12月26日
		作成者: 上野 洋一郎
<b>基準 2: 内部質保証</b>	<b>【記入方法】</b> 本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。 ・点検・評価項目における【オ】、【カ】、【キ】欄について	作成部署: 学長室

<b>【ア】大学基準および解説</b> <b>【大学基準】</b> 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。 <b>(解説)</b> ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十分に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。 ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。 ③内部質保証システムを十分に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。 ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。 ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。 ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。
---

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点) ※該当部署欄について記入願います。	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	①大学全体の内部質保証体制は、どのような構造になっているか。 【学長室】	対応中		・東京電機大学自己点検・評価に係る新PDCA体制イメージ図	・2023年度に受審予定の第3期認証評価に向けて対応を図っている。今後、法人・大学が一体となった対応が必要である。
		②全学内部質保証推進組織をはじめとして、内部質保証に大きな役割を果たす(諸)組織の権限と役割、また学部・研究科等の組織との役割分担や連携のあり方は、規程上どのように定められているか。 【学長室】	検討中		・東京電機大学自己点検・評価に係る新PDCA体制イメージ図 ・東京電機大学 自己点検・評価に係る今後のロードマップ	・現在、2018年度より開始された第3期認証評価基準」を踏まえた試行と位置付け、3つのポリシーおよびアセスメントポリシー等に基づき、「2018年度自己点検・評価報告書」を作成しており、「2018年度自己点検・評価」結果や他大学の取組状況等を踏まえ、次年度以降の「自己点検・評価」体制を提案予定である。
		③全学内部質保証推進組織は、どのようなメンバーで構成されているか。 【学長室】	対応済		・東京電機大学自己評価等に関する大綱	・「自己評価総合委員会」を開催している。
		④各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】				
(2-2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	①大学全体の内部質保証体制は、どのような構造になっているか。 【学長室】	対応中		・東京電機大学自己点検・評価に係る新PDCA体制イメージ図	・内部質保証体制に更なる有効性・実効性が伴うよう改善を重ねていきたい。
		②全学内部質保証推進組織をはじめとして、内部質保証に大きな役割を果たす(諸)組織の権限と役割、また学部・研究科等の組織との役割分担や連携のあり方は、規程上どのように定められているか。 【学長室】	検討中		・東京電機大学自己評価等に関する大綱	・既存の規程を改正(追加)等を検討している。
		③全学内部質保証推進組織は、どのようなメンバーで構成されているか。 【学長室】	対応済		・東京電機大学自己評価等に関する大綱	・「自己評価総合委員会」を開催している。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点） ※該当部局欄について記入願います。	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(2-3) 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</li> <li>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</li> <li>行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</li> <li>点検・評価における客観性、妥当性の確保</li> </ul>	①3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）を策定するための全学的な基本方針は、どのような内容か。 【学長室】	対応済		・東京電機大学大学院・大学の3つのポリシー	・東京電機大学大学院・大学の3つのポリシーを定めている。
		②全学内部質保証推進組織は、各学部・研究科による3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスを、どのように運営・支援しているか。 【学長室】	検討中		・2018年度「自己点検・評価報告書」（2019（令和元）年度作成）の作成方針について	・「自己点検評価チェックシート」を用いた「自己点検・評価」（試行）結果等を踏まえ、次年度以降の「自己点検・評価」体制の整備・更なる有効性の強化に向けたスキームの検討を行う。
		③学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、全学的にどのような工夫がされているか。 【学長室】	検討中		・2018年度「自己点検・評価報告書」（2019（令和元）年度作成）の作成方針について	・「自己点検評価チェックシート」を用いた「自己点検・評価」（試行）結果等を踏まえ、次年度以降の「自己点検・評価」体制の整備・更なる有効性の強化に向けたスキームの検討を行う。
		④行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに対応する体制や仕組みは、どのように構築されているか。また、全学内部質保証推進組織はどのように関与しているか。 【学長室】	対応中		・東京電機大学自己点検・評価に係る新PDCA体制イメージ図	・指摘事項について、「自己評価総合委員会」にて、各部局等での対応状況を報告している。
(2-4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</li> <li>公表する情報の正確性、信頼性</li> <li>公表する情報の適切な更新</li> </ul>	①社会に対して説明責任を果たすために、どのような情報が公表されているか。 【学長室】	対応中		・東京電機大学ホームページ	・自己点検・評価報告書を公表している。
		②上記①の情報は、どのような方法によって公表されているか。 【学長室】	対応中		・東京電機大学ホームページ	・ホームページにて公表済。
		③上記①・②の情報の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【学長室】	対応中		・東京電機大学ホームページ	・今後、パナー等の導入し、情報を得やすいよう更に工夫したい。
(2-5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性</li> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul>	①内部質保証システムの自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学長室】	検討中		・2018年度「自己点検・評価報告書」（2019（令和元）年度作成）の作成方針について	・「自己点検評価チェックシート」を用いた「自己点検・評価」（試行）結果等を踏まえ、次年度以降の「自己点検・評価」体制の整備・更なる有効性の強化に向けたスキームの検討を行う。
		②上記の自己点検・評価結果に基づき、内部質保証システムの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学長室】	検討中		・2018年度「自己点検・評価報告書」（2019（令和元）年度作成）の作成方針について	・「自己点検評価チェックシート」を用いた「自己点検・評価」（試行）結果等を踏まえ、次年度以降の「自己点検・評価」体制の整備・更なる有効性の強化に向けたスキームの検討を行う。

以上

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019年10月11日

部局： 先端科学技術研究科

作成者： 積田 洋

基準2：内部質保証	<p>【記入方法】 本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について</li> <li>・(2)点検・評価項目における長所、特色について</li> <li>・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</li> </ul>
-----------	---

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説) ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。 ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。 ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。 ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に連動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。 ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。 ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

評価基準
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1)点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1)内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	その他	検討中	—	

【とりまとめ部局による総括】

(4)当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
今後、引き続き検討を行っていく。

(2)点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(簡条書き)	(3)点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(簡条書き)
(上記2-1~2-5に関して) ・今後、引き続き検討を行っていく。	(上記2-1~2-5に関して) ・今後、引き続き検討を行っていく。

総括【(2)(3)について】
今後、引き続き検討を行っていく。

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/9

部局： 工学研究科委員長

作成者： 西川 正

<b>基準2：内部質保証</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
---

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1)点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1)内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	A		—	【工学研究科】 本研究科における教育プログラム(カリキュラム等)の内部質保証システムとしては、教育プログラムのPDCAを担う組織として、専攻主任で構成する「教育改善推進委員会」を設置していることが挙げられる。 なお、平成30年度は1回のみ開催であったが、「本研究科独自の評価指標の設定」の議題があり、その他にも研究科運営委員会で取り扱い議題も多いので、1回のみ開催でも、PDCA活動そのものは行っている。 また、各専攻におけるPDCAも各々の「専攻会議」で実施されており、「教育改善推進委員会」と「専攻会議」の両運営により、内部質保証システムが構築されている。

【とりまとめ部局による総括】

(4)当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p> <p>【工学研究科】 左記のとおり、本研究科において「教育改善推進委員会」を設置しているが、大学全体の組織としては、「自己評価総合委員会」とともに学長室が中心となっている「大学評議会」「大学調整連絡会議」と、教育改善推進室が中心となっている「教育改善推進室運営委員会」がある。  今後、全学的カリキュラム改編を行う旨、東京電機大学中長期計画に記載されているところである。  上記“大学全体の組織”と“研究科の組織”が、各々の権能と役割を認識し、情報共有を図り、推進していくことが重要と考えている。</p>
---

<p>(2)点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(箇条書き) (上記2-1~2-5に関して)</p>	<p>(3)点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(箇条書き) (上記2-1~2-5に関して)</p>
---	--

<p style="text-align: center;"><b>総括【(2)(3)について】</b></p>
--

学部・研究科では上表1項目のみの記載にとどまっております、この箇所の記載は全体を俯瞰している部署等に委ねたい。

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019（令和元）年10月24日

部局： 理工学研究科

作成者：神戸 英利

<b>基準2：内部質保証</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載（作成）願います。                  ・(1) 点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2) 点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3) 点検・評価項目における課題、改善点について</p>
------------------	--

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十分に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織（以下、「全学内部質保証推進組織」という。）を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続（以下、「内部質保証の方針及び手続」という。）を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十分に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行う必要がある。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に連動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担う必要がある。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

評定基準
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：（具体記入）</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載（作成）願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	④各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。（当該会議の回数、検討内容等） 【各学部・研究科】	A		—	④理工学研究科自己評価委員会及び教育研究改善推進委員会を定期的（年2回）に実施し、学生の授業評価アンケートの実施、結果のフィードバック、それに基づく教員の授業自己評価シートの作成により、自己点検・評価を行い授業改善につなげている。 また、理工学研究科のDP・CP・APIに基づく「学生の受け入れ」「教育内容・方法・成果」「地域連携」等の取り組みの適切性について、2019年2月に鳩山町の評価を受けている。

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載（作成）願います】

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)

<p>(2) 点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(箇条書き)</p> <p>(上記2-1~2-5に関して)                  2-1-④                  理工学研究科において、学生の授業評価アンケートを実施しており、アンケート結果に基づく教員の授業自己評価シート作成を行い、教育の質に関する点検、改善を定期的に行っている。また、理工学研究科教育研究改善推進委員会において、授業評価アンケート結果をもとに授業の実施・取組み状況等の点検・評価を定期的に行っている。</p>	<p>(3) 点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(箇条書き)</p> <p>(上記2-1~2-5に関して)                  2-1-④                  ・学生への授業評価アンケート配布と回収の徹底及び教員の授業自己評価シートの提出を徹底し、さらなる自己点検・評価に基づく教育改善活動を推進する。</p>
---	--

総括【(2)(3)について】



2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019年10月11日

部局： 情報環境学研究所

作成者：柴田 滝也

基準2：内部質保証	<p>【記入方法】 本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について</li> <li>・(2)点検・評価項目における長所、特色について</li> <li>・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</li> </ul>
-----------	---

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説) ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。 ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。 ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。 ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。 ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。 ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

評価基準
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備</li> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成</li> </ul>	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等)【各学部・研究科】	その他	検討中	-	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>今後、引き続き検討を行っていく。</p>

(2) 点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(簡条書き) (上記2-1~2-5に関して)	(3) 点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(簡条書き) (上記2-1~2-5に関して) ・今後、引き続き検討を行っていく。
--	--

総括【(2)(3)について】
<p>今後、引き続き検討を行っていく。</p>

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/11

部局： 未来科学研究科委員長

作成者： 積田 洋

基準2：内部質保証	<p>【記入方法】 本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について</li> <li>・(2)点検・評価項目における長所、特色について</li> <li>・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</li> </ul>
-----------	---

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説) ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。 ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。 ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。 ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。 ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。 ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

評価基準
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備</li> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成</li> </ul>	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	A		—	<p>【未来科学研究科】 本研究科における教育プログラム(カリキュラム等)の内部質保証システムとしては、教育プログラムのPDCAを担う組織として、専攻主任で構成する「教育改善推進委員会」を設置しているが挙げられる。 なお、平成30年度は開催しなかったが、研究科運営委員会で取り扱うことが多く、PDCA活動そのものは行っている。 また、各専攻におけるPDCAも各々の「専攻会議」で実施されており、「教育改善推進委員会」と「専攻会議」の両運営により、内部質保証システムが構築されている。</p>

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>【未来科学研究科】 左記のとおり、本研究科において「教育改善推進委員会」を設置しているが、大学全体の組織としては、「自己評価総合委員会」とともに学長室が中心となっている「大学評議会」「大学調整連絡会議」と、教育改善推進室が中心となっている「教育改善推進室運営委員会」がある。 今後、全学的カリキュラム改編を行う旨、東京電機大学中長期計画に記載されているところである。 上記「大学全体の組織」と「研究科の組織」が、各々の権能と役割を認識し、情報共有を図り、推進していくことが重要と考えている。</p>

(2) 点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(簡条書き) (上記2-1~2-5に関して)	(3) 点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(簡条書き) (上記2-1~2-5に関して)
--	---

総括【(2)(3)について】
----------------

学部・研究科では上表1項目のみの記載にとどまっております、この箇所の記載は全体を俯瞰している部署等に委ねたい。

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/11

部局： 工学部長

作成者： 佐藤 太一

<b>基準2：内部質保証</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に連動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p>評定基準</p>
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備</li> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成</li> </ul>	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	A		—	本学部における教育プログラム(カリキュラム等)の内部質保証システムとしては、教育プログラムのPDCAを担う組織として、学部長/学部次長と各学科・系列の代表メンバー(教学委員)で構成する「教育改善推進委員会」の設置していることが挙げられる。 本委員会については、2018(平成30)年度は計7回開催し、「シラバス作成に関する事項(第三者チェックに関する事項含む)」「アセスメントポリシーの制定」「授業アンケートの変更」の議題があった。 また、各学科・系列におけるPDCAも各々の「学科・系列会議」で実施されており、「教育改善推進委員会」と「学科・系列会議」の両運営により、内部質保証システムが構築されている。

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p>総括【(1)について】 (振り返し、今後の取り組み)</p>
<p>左記のとおり、本学部において「教育改善推進委員会」を設置しているが、大学全体の組織としては、「自己評価総合委員会」とともに学長室が中心となっている「大学評議会」「大学調整連絡会議」と、教育改善推進室が中心となっている「教育改善推進室運営委員会」がある。</p> <p>今後、全学的カリキュラム改編を行う旨、東京電機大学中長期計画に記載されているところである。</p> <p>上記「大学全体の組織」と「学部の組織」が、各々の権能と役割を認識し、情報共有を図り、推進していくことが重要と考えている。</p> <p>特に学部においては、改編の完成年度を近々に控えており、完成年度以後はカリキュラム変更が可能となる。改編における実績等を踏まえ、PDCAの観点でカリキュラム変更を実施することとなるが、上記の全学的カリキュラム改編と有機的に連携していくことが、大変に重要と考えている。</p>

<p>(2) 点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(箇条書き) (上記2-1~2-5に関して)</p>	<p>(3) 点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(箇条書き) (上記2-1~2-5に関して)</p>
<p>学部・研究科では上表1項目のみの記載にとどまっており、この箇所の記載は全体を俯瞰している部署等に委ねたい。</p>	

<p>総括【(2)(3)について】</p>
-----------------------

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/11

部局： 工学部第二部長

作成者： 佐藤 太一

<b>基準2：内部質保証</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p>【評価基準】</p>
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備</li> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成</li> </ul>	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	A		-	本学部における教育プログラム(カリキュラム等)の内部質保証システムとしては、教育プログラムのPDCAを担う組織として、学部長/学部次長と各学科・系列の代表メンバー(教学委員)で構成する「教育改善推進委員会」の設置していることが挙げられる。 本委員会については、2018(平成30)年度は計7回開催し、「シラバス作成に関する事項(第三者チェックに関する事項含む)」「アセスメントポリシーの制定」「授業アンケートの変更」の議題があった。 また、各学科・系列におけるPDCAも各々の「学科・系列会議」で実施されており、「教育改善推進委員会」と「学科・系列会議」の両運営により、内部質保証システムが構築されている。

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
 【総括を記載(作成)願います】

<p>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</p>
<p>左記のとおり、本学部において「教育改善推進委員会」を設置しているが、大学全体の組織としては、「自己評価総合委員会」とともに学長室が中心となっている「大学評議会」「大学調整連絡会議」と、教育改善推進室が中心となっている「教育改善推進室運営委員会」がある。</p> <p>今後、全学的カリキュラム改編を行う旨、東京電機大学中長期計画に記載されているところである。</p> <p>上記「大学全体の組織」と「学部の組織」が、各々の権能と役割を認識し、情報共有を図り、推進していくことが重要と考えている。</p> <p>特に学部においては、改編の完成年度を近々に控えており、完成年度以後はカリキュラム変更が可能となる。改編における実績等を踏まえ、PDCAの観点でカリキュラム変更を実施することとなるが、上記の全学的カリキュラム改編と有機的に連携していくことが、大変に重要と考えている。</p> <p>なお、工学部第二部については、社会人課程(実践知重点課程)を開設したばかりであり、学生からのアンケート結果などをフィードバックした改善策を実施していく。</p>

<p>(2) 点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(箇条書き)                  (上記2-1~2-5に関して)</p>	<p>(3) 点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(箇条書き)                  (上記2-1~2-5に関して)</p>	<p>総括【(2)(3)について】</p>
<p style="color: red;">学部・研究科では上表1項目のみの記載にとどまっております、この箇所の記載は全体を俯瞰している部署等に委ねたい。</p>		

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019.10.21

部局：理工学部

作成者： 川井 悟

<b>基準2：内部質保証</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	A		—	4理工学部自己評価委員会及び教育改善推進委員会を定期的(年2回)に実施し、学生の授業評価アンケートの実施、結果のフィードバック、それに基づく教員の授業自己評価シートの作成により、自己点検・評価を行い授業改善につなげている。 また、理工学部のDP・CP・APに基づく、「学生の受け入れ」、「教育内容・方法・成果」「地域連携」等の取り組みの適切性については、2019年2月に鳩山町の評価を受けている。

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p>【イ】 点検・評価項目</p>
<p>4理工学部自己評価委員会及び教育改善推進委員会を定期的(年2回)に実施し、学生の授業評価アンケートの実施、結果のフィードバック、それに基づく教員の授業自己評価シートの作成により、自己点検・評価を行い授業改善につなげている。 また、理工学部のDP・CP・APに基づく、「学生の受け入れ」、「教育内容・方法・成果」「地域連携」等の取り組みの適切性については、2019年2月に鳩山町の評価を受けている。</p>

<p>【(2) 点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(箇条書き)】 (上記2-1~2-5に関して)</p> <p>・理工学部教授会において、学生による授業評価アンケート結果を活用して、全ての科目について教員が「授業自己評価シート」を作成して自己評価を行い、授業内容とその方法の改善を図るためのシステムを承認している。 ・理工学部自己評価委員会において、アンケート結果を元に授業の実施・取り組み状況等の点検・評価を定期的に行っている。</p>	<p>【(3) 点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(箇条書き)】 (上記2-1~2-5に関して)</p> <p>・学生へのアンケート配布と回収の徹底及び教員の授業自己評価シートの提出を徹底し、さらなる自己点検・評価活動に基づく教育改善活動を推進している。</p>
---	--

<p>【(2) (3) について】</p>
<p>・学生へのアンケート配布と回収の徹底及び教員の授業自己評価シートの提出を徹底し、さらなる自己点検・評価活動に基づく教育改善活動を推進している。</p>

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019年10月31日

部局： 情報環境学部

作成者： 和田 雄次

<b>基準2：内部質保証</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
---

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1)点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1)内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	その他	検討中	-	

【とりまとめ部局による総括】

(4)当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p> <p>今後、引き続き検討を行っていく。ただし、本学部は既に募集停止しており、学部収束に向かっている。それゆえに、来年度以降は、本学部独自に開講する。業科目は減少し、他学部他学科との同時開講科目が中心となるので、内部保障に関してはその他学部他学科での活動と強調して進めていく。</p>
--

<p>(2)点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(箇条書き) (上記2-1~2-5に関して)</p>	<p>(3)点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(箇条書き) (上記2-1~2-5に関して)</p>
---	--

<p style="text-align: center;"><b>総括【(2)(3)について】</b></p>
--

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/9

部局： 未来科学部長

作成者： 石川 潤

<b>基準2：内部質保証</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に連動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に連動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
 【総括を記載(作成)願います】

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備</li> <li>内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成</li> </ul>	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	A		—	<p>【未来科学部】                      本学部における教育プログラム(カリキュラム等)の内部質保証システムとしては、教育プログラムのPDCAを担う組織として、学部長と各学科・系列の代表メンバー(教学委員)で構成する「教育改善推進委員会」の設置していることが挙げられる。                      本委員会については、2018(平成30)年度は計7回開催し、「シラバス作成に関する事項(第三者チェックに関する事項含む)」「アセスメントポリシーの制定」「授業アンケートの変更」の議題があった。                      また、各学科・系列におけるPDCAも各々の「学科・系列会議」で実施されており、「教育改善推進委員会」と「学科・系列会議」の両運営により、内部質保証システムが構築されている。</p>

<p>【(1)について】                  (振り返し、今後の取り組み)</p>
<p>【未来科学部】                  左記のとおり、本学部において「教育改善推進委員会」を設置しているが、大学全体の組織としては、「自己評価総合委員会」とともに学長室が中心となっている「大学評議会」「大学調整連絡会議」と、教育改善推進室が中心となっている「教育改善推進室運営委員会」がある。                  今後、全学的カリキュラム改編を行う旨、東京電機大学中長期計画に記載されているところである。                  上記「大学全体の組織」と「学部の組織」が、各々の権能と役割を認識し、情報共有を図り、推進していくことが重要と考えている。                  特に学部においては、改編の完成年度を徐々に控えており、完成年度以後はカリキュラム変更が可能となる。改編における実績等を踏まえ、PDCAの観点でカリキュラム変更を実施することとなるが、上記の全学的カリキュラム改編と有機的に連携していくことが、大変に重要と考えている。</p>

<p>(2) 点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(簡条書き)                  (上記2-1~2-5に関して)</p>	<p>(3) 点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(簡条書き)                  (上記2-1~2-5に関して)</p>	<p>【(2)(3)について】</p>
<p>学部・研究科では上表1項目のみの記載にとどまっており、この箇所の記載は全体を俯瞰している部署等に委ねたい。</p>		

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/05

部局： システムデザイン工学部 作成者： 齊藤 剛

<b>基準2：内部質保証</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p>
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にある。大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。                  ②内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、大学は、その理念・目的等に照らして、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織(以下、「全学内部質保証推進組織」という。)を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続(以下、「内部質保証の方針及び手続」という。)を明示しなければならない。大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。                  ③内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。                  ④教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学部、研究科その他の組織は、大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学部、研究科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に運動しなければならない。そのために、全学内部質保証推進組織は、大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学部、研究科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。                  ⑤大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。                  ⑥大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p>【評価基準】</p>
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(2-1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備</li> <li>・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成</li> </ul>	4各学部・研究科における内部質保証システムは適切に活動しているか。(当該会議の回数、検討内容等) 【各学部・研究科】	A		—	本学部における教育プログラム(カリキュラム等)の内部質保証システムとしては、教育プログラムのPDCAを担う組織として、学部長と各学科・系列の代表メンバー(教学委員)で構成する「教育改善推進委員会」の設置していることが挙げられる。 本委員会については、2018(平成30)年度は計7回開催し、「シラバス作成に関する事項(第三者チェックに関する事項含む)」「アセスメントポリシーの制定」「授業アンケートの変更」の議題があった。 また、各学科におけるPDCAも各々の「学科会議」で実施されており、「教育改善推進委員会」と「学科会議」の両運営により、内部質保証システムが構築されている。

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p>【総括(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</p>
<p>左記のとおり、本学部において「教育改善推進委員会」を設置しているが、大学全体の組織としては、「自己評価総合委員会」とともに学長室が中心となっている「大学評議会」「大学調整連絡会議」と、教育改善推進室が中心となっている「教育改善推進室運営委員会」がある。</p> <p>今後、全学的カリキュラム改編を行う旨、東京電機大学中長期計画に記載されているところである。</p> <p>上記“大学全体の組織”と“学部の組織”が、各々の権能と役割を認識し、情報共有を図り、推進していくことが重要と考えている。</p> <p>特に学部においては、改編の完成年度を近々に控えており、完成年度以後はカリキュラム変更が可能となる。改編における実績等を踏まえ、PDCAの観点でカリキュラム変更を実施することとなるが、上記の全学的カリキュラム改編と有機的に連携していくことが、大変に重要と考えている。</p>

<p>(2) 点検・評価項目(2-1~2-5)における長所、特色(箇条書き) (上記2-1~2-5に関して)</p>	<p>(3) 点検・評価項目(2-1~2-5)における課題、改善点(箇条書き) (上記2-1~2-5に関して)</p>
<p>学部・研究科では上表1項目のみの記載にとどまっております、この箇所の記載は全体を俯瞰している部署等に委ねたい。</p>	

<p>【総括(2)(3)について】</p>
<p> </p>



2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019年10月11日

部局： 先端科学技術研究科

作成者： 積田 洋

<b>基準4：教育課程・学習成果</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
----------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。                  ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。                  ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。                  ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を確保するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。                  ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。                  ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</p>
--

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	S		—	学位授与方針には修得すべき知識・技能・態度が明示されており、授与する学位にふさわしい内容となっている。  学位授与方針は本学HPで公開しており、外部から見ても理解できるように簡潔に記述している。
		②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	S		—	
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	S		—	
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	S		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	S		—	各専攻の教育課程の編成・実施方針には、「専門知識の修得」や「課題探求」および「国際性の涵養」を定めており、教育についての基本的な考え方が明確に示されている。  また、学位授与方針のDP1からDP3に対応する教育課程の編成・実施方針が定められている。  教育課程の編成・実施方針は本学HPで公開しており、外部から見ても理解できるように簡潔に記述している。  毎年、「専攻において育成する人材の目標」、「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」を確認しており、適切性を検証している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	S		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	S		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	S		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	S		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	S		—	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返し、今後の取り組み)</b></p>
<p>学位授与方針は適切に設定されており、また公表も適切に行われている</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学院全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p> <p>教育課程の編成・実施方針は適切に設定されており、また公表も適切に行われている</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、大学院全体として一貫性を持たせた。教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、現状必要に応じて行われており、適宜表現などを見直す機会を設けている。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎				
			現状把握 ※ブルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)						
<p>（4-3）教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>＜参考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学位会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	<p>★①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】</p> <p>★②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】</p> <p>★③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】</p>	S		—	<p>各専攻の「専攻において育成する人材の目標」と「教育課程の編成・実施方針」および修士課程修了要件は関連している。</p> <p>また、全専攻において、リサーチワーク科目（特別研究および専門性を涵養する探究・先端演習科目）および学際性・国際性を涵養するためのコースワーク科目を配当しており、教育研究上の目的と課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確である。</p>				
			<p>（4-4）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>＜参考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	<p>★①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】</p> <p>★②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】</p> <p>③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】</p> <p>★⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>		S		—	<p>専門性・学際性・国際性を涵養するための科目の配置、シラバス（テーマ・学習内容、成績評価、事前事後学習の記載、第3者チェック）および研究指導計画書での学生の研究進捗状況の把握（学習成果の評価）を行っている。</p>
							S		—	
							S		—	
							S		—	
							S		—	
							その他	履修上限単位数は設定していない	—	
							S		—	
							その他	特に配慮はしていない。 2学年合わせた学生数は50名ほどであり、1授業あたりの履修者数が多い授業はない。 また、指導学生数が極端に多い教員もいない。	—	
							A		—	
A		—								
<p>（4-5）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul> <p>《参考・根拠資料例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</li> <li>成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料</li> <li>学位論文審査基準を示す資料等</li> </ul>	<p>★①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】</p> <p>②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】</p> <p>★③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>成績評価については、学生要覧に明示しており、各科目の評価方法についてはシラバスに記載している。</p> <p>シラバスについては、評価方法が適切であるか第3者によるチェックを行っており、成績評価と単位認定の適切性は確認されている。また、博士論文審査委員会は、4名以上のD0合教員で構成することとなり、厳格な成績評価が行われている。</p> <p>博士論文審査手続要領が公開されており、学位授与における実施手続および体制は明確である。</p>				
			S		—					
			A		—					
			S		—					

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>教育課程の編成・実施方針に基づき、修士課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>各研究科において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。また、教育課程におけるリサーチワークとコースワークのバランスを考慮した科目の配当となっている。</p> <p>教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。</p>
<p>研究科の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的ならびに教育課程の編成・実施方針に基づいて、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置が講じられている</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門性、学際性、国際性、発信力を涵養するための科目を配置し、専門知識の獲得および研究能力の養成を重視したカリキュラムを設定している。</p> <p>学生は、入学時点より研究指導スケジュールが示され、研究指導計画書を元にした指導が各指導教員により行われている。研究指導計画書は定期的に提出され、指導教員も主・副2名の複数指導体制を取っている。学部と同様にオフィスアワーも全科目で実施しており、研究指導教員からの指導と併せて、履修・学習指導を行っている。</p> <p>シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載することと併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度については、大学院では制定していない。一部の研究科では学部同様に1年間で48単位以内に準じた運用を行っており、現時点では問題は起きていない。しかし、学士課程での卒業条件などとは異なることから、大学院でのキャップ制度については、改めて検討する必要がある。</p>
<p>成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績評価、単位認定に関しては、学生要覧に成績評価基準、修了要件並びに論文の審査基準について掲載しており、評価、評点との関係や論文作成スケジュールを明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。</p> <p>学位授与については、学生要覧等に博士論文審査手続要領として公開している。</p> <p>他大学院等における既修得単位の認定は、大学院学則、研究科委員会規則に定め、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、研究科運営委員会、研究科委員会にて確認を行っている。</p> <p>厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。リサーチワークなど研究指導については複数教員による評価を行うことで厳格な成績評価と適切性を担保している。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> <学習成果の測定方法例> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> 《根拠資料・例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		—	研究指導計画書は、1年ごとに専攻主任を経て、大学院研究科委員長に報告している。研究指導計画の見直しとともに研究指導結果を記載しており、研究の進捗状況を確認している。
		＊②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	S		—	
		＊③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	S		—	
		＊④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】	S		—	
(4-7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>学習成果の測定結果の適切な活用</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul> 《例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>学習成果の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】	A		—	研究指導計画書（指導教員と副指導教員が相談の上作成）は、半期ごとに専攻主任を経て、大学院研究科委員長に提出している。研究指導内容を記載しており、研究の進捗状況（成果）を確認している。また、研究の進捗状況に応じて、研究指導計画の見直しも行っている。
		＊②学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程およびその内容、方法の改善に向けた取り組みを行っているか。【学部・研究科】	A		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している  【とりまとめ部局による総括】 博士課程の学習成果の測定、把握については、大学院の特性上、博士論文に拠るところが大きい。研究科において、研究成果中間発表会、論文発表会にて学習成果の把握・評価を行っている。把握・評価に際しては、研究指導計画書の作成と定期的な見直しを行うことで、研究の進捗状況を確認し適宜指導を行える体制となっている。
教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。  【とりまとめ部局による総括】 教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各研究科などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各研究科の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方策の提示を行い作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。 学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っている。

(2) 点検・評価項目 (4-1~4-7) における長所、特色(箇条書き)	(3) 点検・評価項目 (4-1~4-7) における課題、改善点 (箇条書き)
(上記4-1~4-7に関して) <ul style="list-style-type: none"> <li>各専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、研究指導体制や科目の配置など教育が行われている。</li> <li>研究指導計画書の作成・確認については研究科内で定着しており、学生一人一人の研究の進捗状況を把握することができている。</li> <li>シラバスの第3者チェックも定着しており、教育方法・評価の適切性に繋がっている。</li> <li>博士論文の審査については、4名以上のDO合教員で構成される論文審査委員会で行っており、厳格な評価が行われている。</li> </ul>	(上記4-1~4-7に関して) <ul style="list-style-type: none"> <li>未対応事項はなく、特に課題はない。</li> </ul>

総括【(2)(3)について】
教育課程の編成および学習成果の把握について、適切に行われている。  【とりまとめ部局による総括】 基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各研究科の現状を踏襲した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、研究科において運用の体制が整っている。なお、大学院における履修単位数の上限設定（キャップ制）については現状では設定されていないが、大学院でのキャップ制採用については、調査検討が必要である。また、次回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために試行をしている状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。特に研究科においては、論文という学習成果に繋がる取り組みがあることから、それを中心とした学習成果の把握、評価を行うことも一つの考え方とし、継続しての検討が必要である。 学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学院全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。

<b>2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）</b>		作成日： 2019/11/9
		作成者： 西川 正
		部局： 工学研究科委員長
<b>基準4：教育課程・学習成果</b>	<b>【記入方法】</b> 本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。 ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について ・(2)点検・評価項目における長所、特色について ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について	

<b>【ア】大学基準および解説</b>
<b>【大学基準】</b> 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。
<b>【解説】</b> ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。 ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。 ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。 ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。 ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。 ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。

**【この基準の学部長・研究科委員長の所見】**

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	【工学研究科】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、学位授与方針については、研究科・専攻(コース)において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	【工学研究科】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、教育課程の編成・実施方針については、研究科・専攻(コース)において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページ、学生要覧、オンラインシラバス等に掲載している。 また、左記のエ⑥について、研究科においては研究科委員会資料(修了判定資料等)で確認している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	A		—	

<b>評価基準</b>
本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして ・S：卓越した水準にある取り組みである ・A：概ね適切な取り組みである ・B：さらなる努力が求められる取り組みである ・C：抜本的な改善が求められる取り組みである ・その他：(具体記入)

**【とりまとめ部局による総括】**

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b>
【工学研究科】 A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。 【とりまとめ部局による総括】 学位授与の方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学院全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。
【工学研究科】 A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。 A評価としたのは、左記の⑥の項目において関係することとして、学部で制定されているアセスメントポリシーについて、研究科では制定していない状況である。 研究科においてアセスメントポリシーが必要かどうかを含め、今後検討が必要かと考えている。 【とりまとめ部局による総括】 学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、大学院全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、現状必要に応じて行われており、適宜表現などを見直す機会を設けている。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
（4-3）教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>修士課程、博士課程コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	<p>【工学研究科】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育内容（授業内容・形態）、順次性等適切な科目を配置し、学生要覧におけるカリキュラムマップ（履修モデル）やオンラインシラバスで、学生等にその旨公表している。</p> <p>また、順次性については、2019年度に科目ナンバリングも実施したところである。</p> <p>研究科・専攻（コース）においては、リサーチワークとコースワークのバランス等も考慮されている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
（4-4）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	<p>【工学研究科】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には「講義・演習科目」「実験・実習科目」をバランスよく配置し、予習・復習の設定、アクティブラーニングも取り入れる等、学習の活性化を図る様々な施策を実施している。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
		③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
		⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
（4-5）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul> <p>《参考・根拠資料例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</li> <li>成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料</li> <li>学位論文審査基準を示す資料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	<p>【工学研究科】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には、成績評価基準を設けるとともに、各科目で評価方法も公表しており、修了判定については、研究科の会議体で確認しているため、成績評価の適切性は確保していると言えます。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	<p>また、他大学等における既修得単位認定についても、研究科運営委員会・研究科委員会において確認することとなっている。</p> <p>また、研究科・専攻においては、修士論文の審査基準も設け、適切性を確保している。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>【工学研究科】</p> <p>研究科・専攻においては、学部カリキュラムと相関する授業（コースワーク）を配置することが重要であり、現在も実施していることであるが、今後「さらなる可視化」について検討していく必要があると考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>各研究科において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。また、教育課程におけるリサーチワークとコースワークのバランスを考慮した科目の配当となっている。</p> <p>教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。</p>
<p>【工学研究科】</p> <p>授業内外で活性化のための様々な施策を実施し、効果を上げている一方で、学生の多様化等も相俟って、学生対応で教員負担が増していると考えます。</p> <p>学生第一主義を掲げる本学において、大変重要なことであるが、負担増となると、教員個々の研究推進に影響が生ずることについて、多少懸念する。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門性、学際性、国際性、発信力を涵養するための科目を配置し、専門知識の獲得および研究能力の養成を重視したカリキュラムを設定している。</p> <p>学生は、入学時点より研究指導スケジュールが示され、研究指導計画書を元にした指導が各指導教員により行われている。研究指導計画書は定期的に提出され、指導教員も主・副2名の複数指導体制を取っている。学部と同様にオフィスアワーも全科目で実施しており、研究指導教員からの指導と併せて、履修・学習指導を行っている。</p> <p>シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載することと併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度については、大学院では制定していない。一部の研究科では学部同様1年間48単位以内に準じた運用を行っており、現時点では問題は起きていない。しかし、学士課程での卒業条件などとは異なることから、大学院でのキャップ制度については、改めて検討する必要がある。</p>
<p>【工学研究科】</p> <p>本件については、十分な対応が図られていると言える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績評価、単位認定に関しては、学生要覧にGPA、成績評価基準、修了要件並びに論文の審査基準について掲載しており、評価、評点との関係や論文作成スケジュールを明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。</p> <p>学位授与については、学生要覧に修了要件として明示している。当該要件の判定は研究科運営委員会、研究科委員会にて審議し、内容の適切性を確認している。また、他大学院等における既修得単位の認定は、大学院学則、研究科委員会規則に定め、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、研究科運営委員会、研究科委員会にて確認を行っている。</p> <p>厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。リサーチワークなど研究指導については複数教員による評価を行うことで厳格な成績評価と適切性を担保している。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
（4-6）学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> 《学習成果の測定方法例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> 《根拠資料・例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		—	【工学研究科】 左記のイ、ウ、エについて、相応な対応ができていない。 具体的には、エ①②については、十分な対応ができていないが、③については、本研究科においては、学部準拠しているが、明文化されていないため、明文化における検討が必要となる。 また、④については、各専攻において実施されているところ、一部で実施されていないところもある。ここは今後の課題となっている。
		＊②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】	B		—	
（4-7）教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>学習成果の測定結果の適切な活用</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul> 《例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】	A		—	【工学研究科】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 毎年、本学の自己評価総合委員会の下、研究科レベルにおいて自己点検・評価を行い、教育課程もその枠組みにおいて実施している。むろん、自己点検・評価の実施の過程で、改善・向上（PDCA）も行っている。
		＊②学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程およびその内容、方法の改善に向けた取り組みを行っているか。【学部・研究科】	A		—	

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
【工学研究科】 学習成果の可視化については、「実施しなければならない」という認識は、大学構成員、皆有しているが、大学全体のルールや実施方法等が定められていないと考える。 各学科系列/専攻で分野が異なるので、細部まで統一ルールを定めなくてよい（具体的方法は学科系列/専攻に委ねる）と考えるが、ルールや実施方法等を定めることは、今後の検討課題と考える。
【とりまとめ部局による総括】 成績分布、進級などの状況については、各研究科にてGPA順位、修了判定に用いる判定資料を参考として研究科・専攻で把握している。 修士課程の学習成果の測定、把握については、大学院の特性上、修士論文に拠るところが大きい。各研究科において、研究成果中間発表会、修士論文発表会にて学習成果の把握・評価を行っている。把握・評価に際しては、研究指導計画書の作成と定期的な見直しを行うことで、研究の進捗状況を確認し適宜指導を行える体制となっている。また、学生が学会にて発表するための出張回数や修了式のアンケート結果など学習成果の可視化に向けた取り組みを実施している。
【工学研究科】 自己点検・評価を実施することは、大学運営（特に教学運営）にとって、たいへん重要であることに論を得た。その一方で、自己点検・評価に費やす労力も十分に考慮しなければならない。そのため、大学サイドと研究科サイドは、専攻サイドの活動状況をも踏まえ、自己点検・評価とその後の改善活動（PDCA）の実効性と、それに係る労力とを、常に注視/配慮すべきものであり、ひいては自己点検・評価の方法そのものも、改善活動（PDCA）を行うべきと考えている。
【とりまとめ部局による総括】 教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各研究科などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめ、各研究科の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の検証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善の方針の提示を行い、文書を作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉鳳山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。 学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っていく。

（2）点検・評価項目（4-1～4-7）における長所、特色（箇条書き）	（3）点検・評価項目（4-1～4-7）における課題、改善点（箇条書き）
（上記4-1～4-7に関して） 【工学研究科】 ① 各専攻において、様々な取り組み等により、教育プログラムは学位に見合う内容であると評価している。	（上記4-1～4-7に関して） 【工学研究科】 ① 自己点検・評価とそれに係る改善・向上（PDCA）の「実効性」と「労力」について、今後検討したほうが良いと考える。 ② 学習成果の可視化について、大学全体のルールや実施方法等について、今後検討したほうが良いと考える。

総括【（2）（3）について】
【工学研究科】 自己点検・評価のなかで、特に基準4「教育課程・学習成果」の項については、大学サイドと学部・研究科サイドにおける、情報共有や協議検討、さらには協働体制が、大変重要なことと考えている。
【とりまとめ部局による総括】 基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各研究科の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、研究科において運用の体制が整っている。なお、大学院における履修単位数の上限設定（キャップ制）については現状では設定されていないが、大学採用でのキャップ制採用については、調査検討が必要である。また、次回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために試行をしている状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。特に研究科においては、修士論文という学習成果に繋がる取り組みがあることから、それを中心とした学習成果の把握、評価を行うことも一つの考え方とし、継続しての検討が必要である。 学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019（令和元）年10月24日  
作成者： 神戸 英利

部局： 理工学研究科

<b>基準 4：教育課程・学習成果</b>	<p>【記入方法】 本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について</li> <li>・(2) 点検・評価項目における長所、特色について</li> <li>・(3) 点検・評価項目における課題、改善点について</li> </ul>
-----------------------	--

<b>【ア】大学基準および解説</b>	<p>【大学基準】 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>(解説) ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。 ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。 ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。 ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。 ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果が学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。 ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</p>
---------------------	---

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	学位授与方針は、授与する学位を踏まえて、研究科・専攻ごとに設定されている。また、研究科および各専攻において、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっている。この方針は、学生要覧および本学ホームページ上で公表されており、学内・学外者のいずれも比較的容易に情報が入手できるように配慮している。また、表現については必要に応じて教育研究改善推進委員会にて検討・修正を行っている。
		②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	教育課程の編成・実施方針は、授与する学位を踏まえて、研究科・専攻ごとに設定されている。また、この方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方を明確に示しており、学位授与方針に整合している。この方針は、学生要覧および本学ホームページ上で公表されており、学内・学外者のいずれも比較的容易に情報が入手できるように配慮している。また、表現については必要に応じて教育研究改善推進委員会にて検討・修正を行っている。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	A		—	

<b>評定基準</b>
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b>
<p>【とりまとめ部局による総括】 学位授与の方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学院全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載によりこと、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p>
<p>【とりまとめ部局による総括】 学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、大学院全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、現状必要に応じて行われており、適宜表現などを見直す機会を設けている。</p>
<p>【とりまとめ部局による総括】 各研究科において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。また、教育課程におけるリサーチワークとコースワークのバランスを考慮した科目の配当となっている。教育課程は、カリキュラムマップ(履修モデル)を作成し、教育課程の順次性、体系的性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開発し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系的性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学位会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	<p>★①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】</p> <p>★②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】</p> <p>★③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は、カリキュラムマップにおいて明確に示している。また、専門分野の学問体系を考慮し、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程編成としている。学習の順次性に配慮し、リサーチワークに年次指定を付した編成としている。</p>
			A		—	
			A		—	
			A		—	
(4-4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の現実化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバス内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	<p>★①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】</p> <p>★②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】</p> <p>③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】</p> <p>★⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合している。また、研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施している。学生の履修指導、学習指導、学習時間の確保については、研究指導スケジュールの通り、各指導教員にて行っており、研究指導計画書を年2回提出している。指導教員は主・副の2名体制（複数指導体制）を取っている。</p> <p>教育上の目的を達成するため、講義・演習・実験・実習のすべての種別について科目を設定している。それぞれの形態においては1授業あたりの学生数を調整するよう、各専攻にて配慮している。</p> <p>シラバスが適切に作成されているかの検証については、シラバスの第三者チェックを実施している。また、授業がシラバスに沿って行われているかの検証は授業評価アンケートの結果のフィードバックにて行っている。これらの検証結果は、教育研究改善推進委員会にて報告している。</p> <p>1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定については、明確に示していない。ただし、理工学部における上限が1年間に48単位以内となっているため、これに準じた運用を行っている。修士課程の修了要件では「自由科目を除き所要科目の単位を30単位以上取得」となっているため、学部準じた運用で問題は起きていないが、今後検討する必要がある。</p>
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			B		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul> <p>《参考・根拠資料例》</p> <p>■卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</p> <p>■成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料</p> <p>■卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料</p> <p>■成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料</p> <p>■学位論文審査基準を示す資料等</p>	<p>★①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】</p> <p>②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】</p> <p>★③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>成績評価と単位認定の適切性については、シラバス・学生要覧にて確認している。学位授与における実施手続及び体制は、研究科運営委員会、研究科委員会の審議事項にて取り扱うこととしている。また、厳格な成績評価を行うために、リサーチワークにおける複数教員による評価、授業評価アンケート結果のフィードバック等を実施している。</p> <p>他大学における既修得単位の認定については、学生要覧、大学院学則、理工学研究科委員会規程において定め、首都大学院コンソーシアム等で単位認定を行っている。</p>
			A		—	
			A		—	
			A		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門性、学際性、国際性、発信力を涵養するための科目を配置し、専門知識の獲得および研究能力の養成を重視したカリキュラムを設定している。学生は、入学時点より研究指導スケジュールが示され、研究指導計画書を元にした指導が各指導教員により行われている。研究指導計画書は定期的に提出され、指導教員も主・副2名の複数指導体制を取っている。学部と同様にオフィスアワーも全科目で実施しており、研究指導教員からの指導と併せて、履修・学習指導を行っている。</p> <p>シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載することと併せて、単位の現実化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度については、大学院では制定していない。一部の研究科では学部同様に1年間で48単位以内に準じた運用を行っており、現時点では問題は起きていない。しかし、学士課程での卒業条件などとは異なることから、大学院でのキャップ制度については、改めて検討する必要がある。</p>
<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門性、学際性、国際性、発信力を涵養するための科目を配置し、専門知識の獲得および研究能力の養成を重視したカリキュラムを設定している。学生は、入学時点より研究指導スケジュールが示され、研究指導計画書を元にした指導が各指導教員により行われている。研究指導計画書は定期的に提出され、指導教員も主・副2名の複数指導体制を取っている。学部と同様にオフィスアワーも全科目で実施しており、研究指導教員からの指導と併せて、履修・学習指導を行っている。</p> <p>シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載することと併せて、単位の現実化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度については、大学院では制定していない。一部の研究科では学部同様に1年間で48単位以内に準じた運用を行っており、現時点では問題は起きていない。しかし、学士課程での卒業条件などとは異なることから、大学院でのキャップ制度については、改めて検討する必要がある。</p>
<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績評価、単位認定に関しては、学生要覧にGPA、成績評価基準、修了要件並びに論文の審査基準について掲載しており、評価、評点との関係や論文作成スケジュールを明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。</p> <p>学位授与については、学生要覧に修了要件として明示している。当該要件の判定は研究科運営委員会、研究科委員会にて審議し、内容の適切性を確認している。また、他大学院等における既修得単位の認定は、大学院学則、研究科委員会規程に定め、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、研究科運営委員会、研究科委員会にて確認を行っている。</p> <p>厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。リサーチワークなど研究指導については複数教員による評価を行うことで厳格な成績評価と適切性を担保している。</p>



【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
（4-6）学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> 《学習成果の測定方法例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> 《根拠資料・例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		—	成績分布、進級などの状況については、学内ポータルサイトでの順位計算、修了判定、各専攻への判定資料の配布により把握している。 また、分野の特性に応じた学習成果を測定するため、各専攻において指標の設定が行われている。 具体的な学習成果を把握・評価するため、研究発表会の実施等が行われている。また、修了式アンケートで学生自身による学習成果の評価を実施している。 学習成果の可視化については、学内ポータルサイトにて専攻・学年内の順位、科目区分ごとの既修得単位数の一覧等を公開しているほか、修士論文要旨集の作成等を実施している。
		＊②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】	A		—	
（4-7）教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>学習成果の測定結果の適切な活用</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul> 《例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>学習成果の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】	A		—	毎学期の終了後、学生による学生授業評価アンケートを実施し、そのアンケート結果を理工学研究科教育研究改善推進委員会において点検・評価している。具体的には、アンケート項目における①シラバスに記載の内容に沿った授業をしているか、②科目に対する学生満足度レベル、③授業の難易度において、一定の条件に満たない授業科目を抽出し、委員会の協議の上必要と判断された場合に、評価の高い授業に授業参観（クラスビジット）を行うこととしている。 また、授業科目を担当の教員には学生アンケート結果をフィードバックし自己評価を行うことで授業改善につなげている。
		＊②学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程およびその内容、方法の改善に向けた取り組みを行っているか。【学部・研究科】	A		—	
<b>（2）点検・評価項目（4-1～4-7）における長所、特色（箇条書き）</b> （上記4-1～4-7に関して） <ul style="list-style-type: none"> <li>DP、CP、APの3つのポリシーについて定期的に確認し、ホームページ等で公表している。</li> <li>複数指導体制を取り、学生の履修・学習・研究指導を行っている。</li> <li>学部・大学院が連携した研究教育プログラムとして、オナーズプログラム（次世代技術者育成プログラム）の設置・検討を行った。</li> </ul>			<b>（3）点検・評価項目（4-1～4-7）における課題、改善点（箇条書き）</b> （上記4-1～4-7に関して） <ul style="list-style-type: none"> <li>年間履修登録上限の設定を検討する。</li> <li>専門科目、研究指導等における学習成果の可視化を推進する。</li> </ul>			

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<b>【とりまとめ部局による総括】</b> 成績分布、進級などの状況については、各研究科にてGPA順位、修了判定に用いる判定資料を参考として研究科・専攻で把握している。 修士課程の学習成果の測定、把握については、大学院の特性上、修士論文に拠るところが大きい。各研究科において、研究成果中間発表会、修士論文発表会にて学習成果の把握・評価を行っている。把握・評価に際しては、研究指導計画書の作成と定期的な見直しを行うことで、研究の進捗状況を確認し適宜指導を行える体制となっている。また、学生が学会にて発表するための出張回数や修了式のアンケート結果など学習成果の可視化に向けた取り組みを実施している。
<b>【とりまとめ部局による総括】</b> 教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各研究科などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各研究科の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方策の提示を行い作成している。理工学研究科においては、研究科にて教育研究改善推進委員会を設置し、授業アンケート結果をもとに科目の満足度や難易度について、研究科が定めた基準値に満たない授業科目について、委員会にて協議を行い、必要に応じて授業アンケート評価の高い授業にクラスビジットを行うなどの体制が整っている。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。 学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っていく。

総括【（2）（3）について】
<b>【とりまとめ部局による総括】</b> 基準41について、点検・評価項目における評価の視点と各研究科の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、研究科において運用の体制が整っている。なお、大学院における履修単位数の上限設定（キャップ制）については現状では設定されていないが、大学院でのキャップ採用については、調査検討が必要である。また、今回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために試行をしている状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。特に研究科においては、修士論文という学習成果に繋がる取り組みがあることから、それを中心とした学習成果の把握、評価を行うことも一つの考え方とし、継続しての検討が必要である。 学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019年10月11日

部局： 情報環境学研究所

作成者： 柴田 滝也

<b>基準4：教育課程・学習成果</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
----------------------	---

<p><b>【ア】大学基準および解説</b></p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。                  ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。                  ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。                  ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。                  ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果が学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。                  ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</p>
---

<p><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

**【この基準の学部長・研究科委員長の所見】**

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			選択把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	S		—	学位授与方針には修得すべき知識・技能・態度が明示されており、授与する学位にふさわしい内容となっている。  学位授与方針は本学HPで公開しており、外部から見ても理解できるように簡潔に記述している。
		*②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	S		—	
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	S		—	
		*④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	S		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	S		—	教育課程の編成・実施方針には、「専門的知識や論理的思考力を高めるための科目の体系的配置」や「国際性豊かな学生の育成」および「他分野の学問領域と横断的に連携を進めるための研究課題の設定」を定めており、教育についての基本的な考え方が明確に示されている。  また、学位授与方針のDP1からDP3に対応する教育課程の編成・実施方針が定められている。  教育課程の編成・実施方針は本学HPで公開しており、外部から見ても理解できるように簡潔に記述している。  毎年、「専攻において育成する人材の目標」、「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」を確認しており、適切性を検証している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	S		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	S		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	S		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	S		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	S		—	

**【とりまとめ部局による総括】**

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p><b>総括【(1)について】</b> (振り返り、今後の取り組み)</p> <p>学位授与方針は適切に設定されており、また公表も適切に行われている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学院全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p> <p>教育課程の編成・実施方針は適切に設定されており、また公表も適切に行われている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、大学院全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、現状必要に応じて行われており、適宜表現などを見直す機会を設けている。</p>
--

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>＜参考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】</li> <li>★②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】</li> <li>★③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】</li> </ul>	S		—	<p>「専攻において育成する人材の目標」と「教育課程の編成・実施方針」および修士課程修了要件に関連している。</p> <p>また、各部門ごとに専門性を涵養する科目および学際性・国際性を涵養するための科目を配当しており、教育研究上の目的と課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確である。</p>
			S		—	
			S		—	
(4-4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>＜参考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】</li> <li>★②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】</li> <li>③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</li> <li>★④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</li> <li>★⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】</li> <li>⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】</li> <li>★⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】</li> <li>★⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】</li> <li>★⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</li> <li>★⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</li> </ul>	S		—	<p>専門性・学際性・国際性を涵養するための科目の配置、シラバス（テーマ・学習内容、成績評価、事前事後学習の記載、第3者チェック）および研究指導計画書での学生の研究進捗状況の把握（学習成果の評価）を行っている。</p>
			S		—	
			S		—	
			S		—	
			S		—	
			その他	履修上限単位数は設定していない	—	
			S		—	
			その他	特に配慮はしていない。2学年合わせた学生数は50名ほどであり、1授業あたりの履修者数が多い授業はない。また、指導学生数が極端に多い教員もいない。	—	
			A		—	
			B		—	
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul> <p>（参考・根拠資料例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</li> <li>■成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>■卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>■成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料</li> <li>■学位論文審査基準を示す資料等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】</li> <li>②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】</li> <li>★③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】</li> <li>★④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】</li> </ul>	A		—	<p>成績評価については、学生要覧に明示しており、各科目の評価方法についてはシラバスに記載している。</p> <p>シラバスについては、評価方法が適切であるか第3者によるチェックを行っている。</p> <p>また、修士論文またはこれに代わる研究成果の評価については、指導教員（主査）と副査連名で修士論文／研究成果報告書 審査報告書を作成し、専攻会議において合否を説明し、合否判定を行っている。</p> <p>修了判定資料に一人一人の修得単位数を記載しており、成績分布を把握している。</p>
			S		—	
			A		—	
			S		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>教育課程の編成・実施方針に基づき、修士課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>各研究科において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。また、教育課程におけるリサーチワークとコースワークのバランスを考慮した科目の配当となっている。</p> <p>教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。</p>
<p>研究科の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的ならびに教育課程の編成・実施方針に基づいて、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置が講じられている</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門性、学際性、国際性、免責力を涵養するための科目を配置し、専門知識の獲得および研究能力の養成を重視したカリキュラムを設定している。</p> <p>学生は、入学時より研究指導スケジュールが示され、研究指導計画書を元にした指導が各指導教員により行われている。研究指導計画書は定期的に提出され、指導教員も主・副2名の複数指導体制を取っている。学部と同様にオフィスアワーも全科目で実施しており、研究指導教員からの指導と併せて、履修・学習指導を行っている。</p> <p>シラバスに授業時間が学習時間の目安を記載することと併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度については、大学院では制定していない。一部の研究科では学部同様に1年間で48単位以内に準じた運用を行っており、現時点では問題は起きていない。しかし、学士課程での卒業条件などとは異なることから、大学院でのキャップ制度については、改めて検討する必要がある。</p>
<p>成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績評価、単位認定に関しては、学生要覧にGPA、成績評価基準、修了要件並びに論文の審査基準について掲載しており、評価、評点との関係や論文作成スケジュールを明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。</p> <p>学位授与については、学生要覧に修了要件として明示している。当該要件の判定は研究科運営委員会、研究科委員会にて審議し、内容の適切性を確認している。また、他大学院等における既修得単位の認定は、大学院学則、研究科委員会規則に定め、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、研究科運営委員会、研究科委員会にて確認を行っている。</p> <p>厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。リサーチワークなど研究指導については複数教員による評価を行うことで厳格な成績評価と適切性を担保している。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウ より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> <学習成果の測定方法例> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> 《根拠資料・例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	★①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		—	研究指導計画書は、1年ごとに専攻主任を経て、専攻内で公開している。研究指導計画の見直しとともに研究指導結果を記載しており、研究の進捗状況を確認している。
		★②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		★③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		★④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>学習成果の測定結果の適切な活用</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul> 《例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	★①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】	A		—	研究指導計画書（指導教員（主査）と副査が相談の上作成）は、半期ごとに専攻主任を経て、大学院研究科委員長に提出している。研究指導内容を記載しており、研究の進捗状況（成果）を確認している。また、研究の進捗状況に応じて、研究指導計画の見直しも行っている。 授業に関するアンケートを中間期と期末期に実施しており、授業担当教員は授業改善に向けた所見票を専攻主任を経て大学院研究科委員長宛に提出している
		★②学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程およびその内容、方法の改善に向けた取り組みを行っているか。【学部・研究科】	A		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している 【とりまとめ部局による総括】 成績分布、進級などの状況については、各研究科にてGPA順位、修了判定に用いる判定資料を参考として研究科・専攻で把握している。 修士課程の学習成果の測定、把握については、大学院の特性上、修士論文に拠るところが大きい。各研究科において、研究成果中間発表会、修士論文発表会にて学習成果の把握・評価を行っている。把握・評価に際しては、研究指導計画書の作成と定期的な見直しを行うことで、研究の進捗状況を確認し適宜指導を行える体制となっている。また、学生が学会にて発表するための出張回数や修了式のアンケート結果など学習成果の可視化に向けた取り組みを実施している。
教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。 【とりまとめ部局による総括】 教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各研究科などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各研究科の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方策の提示を行い作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。 学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っている。

(2) 点検・評価項目 (4-1~4-7) における長所、特色(箇条書き)	(3) 点検・評価項目 (4-1~4-7) における課題、改善点 (箇条書き)
(上記4-1~4-7に関して) <ul style="list-style-type: none"> <li>研究科の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、研究指導体制や科目の配置など教育が行われている。</li> <li>研究指導計画書の作成・公開については専攻内で定着しており、学生一人一人の研究の進捗状況を把握することができている。</li> <li>授業評価アンケートの実施および授業改善のための所見票の提出も定着しており、授業改善が定期的に行われている。</li> <li>シラバスの第三者チェックも定着しており、教育方法・評価の適切性に繋がっている。</li> <li>修士論文またはこれに代わる研究成果の評価については、指導教員（主査）と副査連名で審査報告書を作成し、専攻会議で可否を説明して可否判定を行っており、厳格な評価が行われている。</li> </ul>	(上記4-1~4-7に関して) <ul style="list-style-type: none"> <li>未対応事項はなく、特に課題はない。</li> </ul>

総括【(2)(3)について】
教育課程の編成および学習成果の把握について、適切に行われている。 【とりまとめ部局による総括】 基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各研究科の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、研究科において運用の体制が整っている。なお、大学院における履修単位数の上限設定（キャップ制）については現状では設定されていないが、大学院でのキャップ制採用については、調査検討が必要である。また、次回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために試行をしている状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。特に研究科においては、修士論文という学習成果に繋がる取り組みがあることから、それを中心とした学習成果の把握、評価を行うことも一つの考え方とし、継続しての検討が必要である。

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/11

部局： 未来科学研究科委員長

作成者： 積田 洋

<b>基準4：教育課程・学習成果</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
----------------------	--

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。                  ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。                  ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。                  ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。                  ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。                  ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</p>
--

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウ より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	【未来科学研究科】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、学位授与方針については、研究科・専攻(コース)において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		*②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	【未来科学研究科】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、教育課程の編成・実施方針については、研究科・専攻(コース)において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページ、学生要覧、オンラインシラバス等に掲載している。 また、左記のエ⑥について、研究科においては研究科委員会資料(修了判定資料等)で確認している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	A		—	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
 【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p>
<p>【未来科学研究科】                  A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学院全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p> <p>【未来科学研究科】                  A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。                  A評価としたのは、左記の⑥の項目において関係することとして、学部で制定されているアセスメントポリシーについて、研究科では制定していない状況である。                  研究科においてアセスメントポリシーが必要かどうかを含め、今後検討が必要かと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学院レベル、研究科レベル、専攻(コース)レベルにおいて設定しており、大学院全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、現状必要に応じて行われており、適宜表現などを見直す機会を設けている。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウ より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	<p>★①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>【未来科学研究科】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育内容（授業内容・形態）、順次性等適切な科目を配置し、学生要覧におけるカリキュラムマップ（履修モデル）やオンラインシラバスで、学生等にその旨公表している。</p> <p>また、順次性については、2019年度に科目ナンバリングも実施したところである。研究科・専攻においては、リサーチワークとコースワークのバランス等も考慮されている。</p>
		<p>★②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
(4-4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	<p>★①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>【未来科学研究科】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には「講義・演習科目」「実験・実習科目」をバランスよく配置し、予習・復習の設定、アクティブラーニングも取り入れる等、学習の活性化を図る様々な施策を実施している。</p> <p>さらに学生には、学部と同様、学生アドバイザー（指導教員）を配置し、オファスアワーも全科目実施しているため、履修指導・学習指導も対応が図られている。</p> <p>また、研究科・専攻においては、入学時に研究計画を作成するとともに、主指導教員のみならず、副指導教員からも、研究指導を受けている。</p> <p>シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載すること併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度については、大学院では制定していない。一部の研究科では学部同様に1年間で48単位以内に準じた運用を行っており、現時点では問題は起きていない。しかし、学士課程での卒業条件などとは異なることから、大学院でのキャップ制度については、改めて検討する必要がある。</p>
		<p>★②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>【未来科学研究科】</p> <p>研究科・専攻においては、学部カリキュラムと関連する授業（コースワーク）を配置することが重要であり、現在も実施していることであるが、今後「さらなる可視化」について検討して必要があると考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>各研究科において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。また、教育課程におけるリサーチワークとコースワークのバランスを考慮した科目の配当となっている。</p> <p>教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることが期待している。</p>
<p>【未来科学研究科】</p> <p>授業内外で活性化のための様々な施策を実施し、効果上げていて一方で、学生の多様化等も相俟って、学生対応で教員負担が増していると考えている。</p> <p>学生第一主義を掲げる本学において、大変重要なことであるが、負担増となると、教員個々の研究推進に影響が生ずることについて、多少懸念する。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門性、学際性、国際性、発信力を涵養するための科目を配置し、専門知識の獲得および研究能力の養成を重視したカリキュラムを設定している。</p> <p>学生は、入学時点より研究指導スケジュールが示され、研究指導計画書を元にした指導が各指導教員により行われている。研究指導計画書は定期的に提出され、指導教員も主・副2名の複数指導体制を取っている。学部と同様にオファスアワーも全科目で実施しており、研究指導教員からの指導と併せて、履修・学習指導を行っている。</p> <p>シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載すること併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度については、大学院では制定していない。一部の研究科では学部同様に1年間で48単位以内に準じた運用を行っており、現時点では問題は起きていない。しかし、学士課程での卒業条件などとは異なることから、大学院でのキャップ制度については、改めて検討する必要がある。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul>	*①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】	A		—	【未来科学研究科】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、成績評価基準を設けるとともに、各科目で評価方法も公表しており、修了判定については、研究科の会議体で確認しているため、成績評価の適切性は確保していると言えます。 また、他大学等における既修得単位認定についても、研究科運営委員会・研究科委員会において確認することとなっている。 また、研究科・専攻においては、修士論文またはこれに代わる研究成果の審査基準も設け、適切性を確保している。
		②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】	A		—	
		*③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> <p>《根拠資料・例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	*①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		—	【未来科学研究科】 左記のイ、ウ、エについて、相応な対応ができています。 具体的には、エ①②については、十分な対応ができていますが、③について、本研究科においては、学部準拠しているが、明文化されていないため、明文化における検討が必要となる。 また、④については、各専攻において実施されているところで、一部で実施されていないところもある。ここは今後の課題となっている。
		*②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		*③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】	B		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>【未来科学研究科】 本件については、十分な対応が図られていると言える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 成績評価、単位認定に関しては、学生要覧にGPA、成績評価基準、修了要件並びに論文の審査基準について掲載しており、評価、評点との関係や論文作成スケジュールを明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。 学位授与については、学生要覧に修了要件として明示している。当該要件の判定は研究科運営委員会、研究科委員会にて審議し、内容の適切性を確認している。また、他大学院等における既修得単位の認定は、大学院学則、研究科委員会規則に定め、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、研究科運営委員会、研究科委員会にて確認を行っている。 厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。リサーチワークなど研究指導については複数教員による評価を行うことで厳格な成績評価と適切性を担保している。</p>
<p>【未来科学研究科】 学習成果の可視化については、「実施しなければならない」という認識は、大学構成員、皆有しているが、大学全体のルールや実施方法等が定められていないと考える。 各学科系列/専攻で分野が異なるので、細部まで統一ルールを定めないでよい（具体的方法は学科系列/専攻に委ねる）と考えるが、ルールや実施方法を定めることは、今後の検討課題と考える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 成績分布、進級などの状況については、各研究科にてGPA順位、修了判定に用いる判定資料を参考として研究科・専攻で把握している。 修士課程の学習成果の測定、把握については、大学院の特性上、修士論文に拠るところが大きい。各研究科において、研究成果中間発表会、修士論文発表会にて学習成果の把握・評価を行っている。把握・評価に際しては、研究指導計画書の作成と定期的な見直しを行うことで、研究の進捗状況を確認し適宜指導を行える体制となっている。また、学生が学会にて発表するための出張回数や修了式のアンケート結果など学習成果の可視化に向けた取り組みを実施している。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p> <p>・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>・点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>《例》</p> <p>・学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる 資料などが考えられます。</p>	<p>※①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】</p>	A		—	<p>【未来科学研究科】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。</p> <p>毎年、本学の自己評価総合委員会の下、研究科レベルにおいて自己点検・評価を行い、教育課程もその枠組みにおいて実施している。むろん、自己点検・評価の実施の過程で、改善・向上（PDCA）も行っている。</p>
			A			

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>【未来科学研究科】</p> <p>自己点検・評価を実施することは、大学運営（特に教学運営）にとって、たいへん重要であることに論を待たない。その一方で、自己点検・評価に費やす労力も十分に考慮しなければならない。</p> <p>そのため、大学サイドと研究科サイドは、専攻サイドの活動状況をも踏まえ、自己点検・評価とその後の改善活動（PDCA）の実効性と、それに係る労力とを、常に注視/配慮すべきものであり、ひいては自己点検・評価の方法そのものも、改善活動（PDCA）を行うべきと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各研究科などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各研究科の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方策の提示を行い作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。</p> <p>学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っていく。</p>

（2）点検・評価項目（4-1～4-7）における長所、特色（箇条書き）	（3）点検・評価項目（4-1～4-7）における課題、改善点（箇条書き）
<p>（上記4-1～4-7に関して）</p> <p>【未来科学研究科】</p> <p>① 各専攻において、様々な取り組み等により、教育プログラムは学位に見合う内容であると評価している。</p>	<p>（上記4-1～4-7に関して）</p> <p>【未来科学研究科】</p> <p>① 自己点検・評価とそれに係る改善・向上（PDCA）の「実効性」と「労力」について、今後検討したほうが良いと考える。</p> <p>② 学習成果の可視化について、大学全体のルールや実施方法等について、今後検討したほうが良いと考える。</p>

総括【（2）（3）について】
<p>【未来科学研究科】</p> <p>自己点検・評価のなかで、特に基準4「教育課程・学習成果」の項については、大学サイドと学部/研究科サイドにおける、情報共有や協議検討、さらには協働体制が、大変重要なことと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各研究科の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、研究科において運用の体制が整っている。なお、大学院における履修単位数の上限設定（キャップ制）については現状では設定されていないが、大学院でのキャップ制採用については、調査検討が必要である。また、次回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために試行をしている状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。特に研究科においては、修士論文という学習成果に繋がる取り組みがあることから、それを中心とした学習成果の把握、評価を行うことも一つの考え方とし、継続しての検討が必要である。</p> <p>学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。</p>



2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/11

部局： 工学部長

作成者： 佐藤 太一

<b>基準4：教育課程・学習成果</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
----------------------	--

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。                  ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。                  ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。                  ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。                  ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。                  ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</p>

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p>
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。 【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、学位授与方針については、学部・学科において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		*②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、公表されているか。 【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【学部・研究科】	A		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、教育課程の編成・実施方針については、学部・学科・系列において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページ、学生要覧、オンラインシラバス等に掲載している。 また、左記の⑥について、学部においては教授会資料(卒業進級判定資料をはじめとする各種指標の資料、アセスメントポリシーの設定等)で確認している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。 【学部・研究科】	A		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【学部・研究科】	A		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。 【学部・研究科】	A		—	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
 【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p>
<p>A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。                  ここでA評価としたのは、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(学位授与方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p> <p>A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。                  A評価としたのは、左記の⑥の項目において、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(教育課程の編成・実施方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、大学全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、カリキュラム改編時期に合わせて行われており、その他の年度においても表現などを逐一見直す機会を設けている。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウ より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	<p>※①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育内容（授業内容・形態）、順次性等適切な科目を配置し、学生要覧におけるカリキュラムマップ（履修モデル）やオンラインシラバスで、学生等にその旨公表している。</p> <p>また、順次性については、2019年度に科目ナンバリングも実施したところである。</p>
		<p>※②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>※③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
(4-4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位数の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	<p>※①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には「講義・演習科目」「実験・実習科目」をバランスよく配置し、予習・復習の設定、アクティブラーニングも取り入れる等、学習の活性化を図る様々な施策を実施している。</p> <p>さらに学生には学生アドバイザーを配置し、オフオアワーも全科目実施しているため、履修指導・学習指導も対応が図られている。特に本学は「実学尊重」を掲げているため「実験・実習科目」を充実させている。</p>
		<p>※②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>※④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>※⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>※⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>※⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>※⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>※⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>学部・学科系列においては、改編の完成年度を近々に控えており、完成年度以後はカリキュラム変更が可能となる。改編における実績等を踏まえ、PDCAの観点でカリキュラム変更を実施することとなるが、全学的カリキュラム改編と同期させ、左記の事項に留意して進めていく必要があると考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>各学部において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。</p>
<p>授業内外で活性化のための様々な施策を実施し、効果を上げている一方で、学生の多様化等も相俟って、学生対応で教員負担が増していると考えられる。</p> <p>学生第一主義を掲げる本学において、大変重要なことであるが、負担増となると、教員個々の研究推進に影響が生ずることについて、多少懸念する。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門教育科目、基礎科目、教養科目を配置している。特に本学では「実学尊重」を掲げていることから「実験・実習科目」を充実させている。</p> <p>アクティブ・ラーニングについても導入が広がっており、特にPBLについては、積極的な取り入れを試みる教員に対して、授業運営に際して追加的に要する経費を補助する学内のPBL支援プログラム制度を導入し大学全体として拡充を図っている。</p> <p>学生に対しての学習・履修指導は、教員を学生アドバイザーとして配置し面談・指導を行っている。全科目にオフオアワーを設定しており、学生はシステム上で時間を確認した上で教員を訪ねることがができる。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度も各学部で実施している。シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載すること併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul> 【参考・根拠資料例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</li> <li>成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料</li> <li>学位論文審査基準を示す資料等</li> </ul>	＊①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には、成績評価基準を設けるとともに、各科目で評価方法も公表しており、進級・卒業判定については、学部の会議体で確認しているため、成績評価の適切性は確保していると言える。 また、他大学等における既修得単位認定についても、学部運営委員会・教授会において確認している。
		＊②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】	A		—	
		＊③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> ≪学習成果の測定方法例≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> 《根拠資料・例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、相応な対応ができていない。 具体的には、エ①②については、十分な対応ができており、③についても、本学部においてはアセスメントポリシーを設定したため、対応ができていない。 ただし、④については、各学科系列において実施されているところで、一部で実施されていないところもある。ここは今後の課題となっている。
		＊②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】	B		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
本件については、十分な対応が図られていると言える。  【とりまとめ部局による総括】 成績評価、単位認定に関しては、学生要覧に成績評価基準を掲載しており、GPA、評価、評点との関係を明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。 学位授与については、学生要覧に卒業条件を進級条件と併せて明示している。なお、当該条件の判定は学部の運営委員会にて審議し、適切性を確認している。また、他大学等における既修得単位の認定は、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、学部の運営委員会、教授会にて確認を行っている。 厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。
学習成果の可視化については、「実施しなければならない」という認識は、大学構成員、皆有しているが、大学全体のルールや実施方法等が定められていないと考える。 各学科系列で分野が異なるので、細部まで統一ルールを定めず、各学科系列で（具体的方法は学科系列/専攻に委ねる）と考えるが、ルールや実施方法等を定めることは、今後の検討課題と考える。  【とりまとめ部局による総括】 成績分布、進級などの状況については、各学部にて個人別成績統計表を進級・卒業判定に用いている。判定に際しては学部・学科等で把握した上でを行っている。 分野の特性に応じた学習成果については、各学部・学科等にて基幹となる分野の学習成果を把握するために専門力調査を企画し実施している。実施方法は各組織にて検討しているが、実施内容が統一されていないことから継続して検討を行っている。また、一年次生、三年次生、修士一年次生を対象としたアセスメントテスト「PROG」を実施することで、学生の汎用的能力を調査し、その結果について全学的に報告を行っている。 2018（平成30）年度に学位授与の方針にて定めている項目を測定するため、全学的にアセスメント・ポリシーを作成した。今後はアセスメント・ポリシーに沿った学習成果の把握を進める体制を整えつつある。把握の方法としては、学生に対しての「学修行動調査」、卒業生に対しての「卒業式アンケート」、就職先企業に対しての「キャリア教育等に関するアンケート」を実施している。今後、上述のアンケート結果を総合的に把握する取り組みなどの検討が必要である。 学習成果の把握については、学科、系列などにおいて独自に実施しているケースが見受けられる。IRセンターが設置されていることもあり、全学的な把握・評価体制の検討を行う時期である。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
<p>（4～7）教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ・点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>《例》 ・学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる 資料などが考えられます。</p>	<p>※①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】</p>	A		—	<p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 毎年、本学の自己評価総合委員会の下、学部レベルにおいて自己点検・評価を行い、教育課程もその枠組みにおいて実施している。 むろん、自己点検・評価の実施の過程で、改善・向上（PDCA）もやっている。 なお、学部レベルにおいては、2019年度については、アセスメントポリシーに基づく自己点検・評価を実施することとなる。</p>
		<p>※②学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程およびその内容、方法の改善に向けた取り組みを行っているか。【学部・研究科】</p>	A			

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>自己点検・評価を実施することは、大学運営（特に教学運営）にとって、たいへん重要であることに論を待たない。 その一方で、自己点検・評価に費やす労力も十分に考慮しなければならない。 そのため、大学サイドと学部サイドは、学科系列サイドの活動状況をも踏まえ、自己点検・評価とその後の改善活動（PDCA）の実効性と、それに係る労力とを、常に注視/配慮すべきものであり、ひいては自己点検・評価の方法そのものも、改善活動（PDCA）を行うべきと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各学部などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各学部の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方針の提示を行い、文書を作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。 学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを既定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っていく。</p>

（2）点検・評価項目（4-1～4-7）における長所、特色（箇条書き）	（3）点検・評価項目（4-1～4-7）における課題、改善点（箇条書き）
<p>（上記4-1～4-7に関して）</p> <p>① 各学科系列において、様々な取り組み等により、教育プログラムは学位に見合う内容であると評価している。 ② 連合広報という新たな入試に係る広報を導入した。この導入目的は、あくまでも入試の広報であるが、ターゲット製品に対する各学科の特徴技術を考えチェックするという各学科の教育課程を点検する機会でもある。</p>	<p>（上記4-1～4-7に関して）</p> <p>① 自己点検・評価とそれに係る改善・向上（PDCA）の「実効性」と「労力」について、今後検討したほうが良いと考える。 ② 学習成果の可視化について、大学全体のルールや実施方法等について、今後検討したほうが良いと考える。</p>

総括【（2）（3）について】
<p>自己点検・評価のなかで、特に基準4「教育課程・学習成果」の項については、大学サイドと学部サイドにおける、情報共有や協議検討、さらには協働体制が、大変重要なことと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各学部の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、学部において運用の体制が整っている。とはいえ今回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために「PROG」や「専門力調査」などの直接評価、「学習行動調査」や「卒業生アンケート」などの間接評価などを実施している状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。</p>

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/11

部局： 工学部第二部長

作成者： 佐藤 太一

**【記入方法】**  
 本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。  
 ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について  
 ・(2)点検・評価項目における長所、特色について  
 ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について

**【ア】大学基準および解説**

**【大学基準】**  
 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

**【解説】**  
 ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。  
 ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。  
 ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。  
 ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。  
 ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。  
 ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。

**【評価基準】**

本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして

- ・S：卓越した水準にある取り組みである
- ・A：概ね適切な取り組みである
- ・B：さらなる努力が求められる取り組みである
- ・C：抜本的な改善が求められる取り組みである
- ・その他：(具体記入)

**【この基準の学部長・研究科委員長の所見】**

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、学位授与方針については、学部・学科において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		*②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、教育課程の編成・実施方針については、学部・学科・系列において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページ、学生要覧、オンラインシラバス等に掲載している。 また、左記のエ⑥について、学部においては教授会資料(卒業進級判定資料をはじめとする各種指標の資料、アセスメントポリシーの設定等)で確認している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	A		—	

**【とりまとめ部局による総括】**

(4) 当該基準の総括  
**【総括を記載(作成)願います】**

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。ここでA評価としたのは、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(学位授与方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                      学位授与の方針は、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p>
<p>A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。A評価としたのは、左記の⑥の項目において、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(教育課程の編成・実施方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】                      学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、大学全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、カリキュラム改編時期に合わせて行われており、その他の年度においても表現などを逐一見直す機会を設けている。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウ より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <参考> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	＊①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育内容（授業内容・形態）、順次性等適切な科目を配置し、学生要覧におけるカリキュラムマップ（履修モデル）やオンラインシラバスで、学生等にその旨公表している。 また、順次性については、2019年度に科目ナンバリングも実施したところである。 工学部第二部の社会人課程については、外部評価者による評価組織を立ち上げ、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育内容（授業内容・形態）が実施されているかをチェックしている。
		＊②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <参考> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> ■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料 ■＜修士課程、博士課程＞ ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料	＊①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には「講義・演習科目」「実験・実習科目」をバランスよく配置し、予習・復習の設定、アクティブラーニングも取り入れる等、学習の活性化を図る様々な施策を実施している。 特に工学部第二部においては、アクティブラーニングの比率が改編前に比べて大きく増加している。 さらに学生には学生アドバイザーを配置し、オファスアワーも全科目実施しているため、履修指導・学習指導も対応が図られている。特に本学は「実学尊重」を掲げているため「実験・実習科目」を充実させている。
		＊②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】	A		—	
		③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑧授業形態（講義、演習、実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】	A		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
学部・学科系列においては、改編の完成年度を近々に控えており、完成年度以後はカリキュラム変更が可能となる。改編における実績等を踏まえ、PDCAの観点でカリキュラム変更を実施することとなるが、全学的カリキュラム改編と同期させ、左記の事項に留意して進めていく必要があると考えている。  【とりまとめ部局による総括】 各学部において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。特に工学部第二部社会人課程においては、外部評価者による評価を実施しており、教育内容をチェックする体制が整っている。
授業内外で活性化のための様々な施策を実施し、効果を上げている一方で、学生の多様化等も相俟って、学生対応で教員負担が増していると考えられる。 学生第一主義を掲げる本学において、大変重要なことであるが、負担増となると、教員個々の研究推進に影響が生ずることについて、多少懸念する。  【とりまとめ部局による総括】 教育課程編成・実施の方針に基づき、専門教育科目、基礎科目、教養科目を配置している。特に本学では「実学尊重」を掲げていることから「実験・実習科目」を充実させている。 アクティブ・ラーニングについても導入が広がっており、特にPBLについては、積極的な取り入れを試みる教員に対して、授業運営に際して追加的に要する経費を補助する学内のPBL支援プログラム制度を導入し大学全体として拡充を図っている。工学部第二部においては、学部改編前に比べアクティブ・ラーニング科目の比率が増加している。 学生に対しての学習・履修指導は、教員を学生アドバイザーとして配置し面談・指導を行っている。全科目にオフィスアワーを設定しており、学生はシステム上で時間を確認した上で教員を訪ねることができ、 学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度も各学部で実施している。シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載すること併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul> <p>【参考・根拠資料例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</li> <li>成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料</li> <li>学位論文審査基準を示す資料等</li> </ul>	<p>★①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。</p> <p>具体的には、成績評価基準を設けるとともに、各科目で評価方法も公表しており、進級・卒業判定については、学部の会議体で確認しているため、成績評価の適切性は確保していると言える。</p> <p>また、他大学等における既修得単位認定についても、学部運営委員会・教授会において確認している。</p>
		<p>★②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
(4-6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> <p>《根拠資料・例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	<p>★①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>左記のイ、ウ、エについて、相応な対応ができていない。</p> <p>具体的には、エ①②については、十分な対応ができており、③についても、本学部においてはアセスメントポリシーを設定したため、対応ができていない。</p> <p>ただし、④については、各学科系列において実施されているところで、一部で実施されていないところもある。ここは今後の課題となっている。</p>
		<p>★②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】</p>	B		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>本件については、十分な対応が図られていると言える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績評価、単位認定に関しては、学生要覧に成績評価基準を掲載しており、GPA、評価、評点との関係を明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。</p> <p>学位授与については、学生要覧に卒業条件を進級条件と併せて明示している。なお、当該条件の判定は学部の運営委員会にて審議し、適切性を確認している。また、他大学等における既修得単位の認定は、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、学部の運営委員会、教授会にて確認を行っている。</p> <p>厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。</p>
<p>学習成果の可視化については、「実施しなければならない」という認識は、大学構成員、皆有しているが、大学全体のルールや実施方法等が定められていないと考える。</p> <p>各学科系列で分野が異なるので、細部まで統一ルールを定めなくてよい（具体的方法は学科系列/専攻に委ねる）と考えるが、ルールや実施方法等を定めることは、今後の検討課題と考える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績分布、進級などの状況については、各学部にて個人別成績統計表を進級・卒業判定に用いている。判定に際しては学部・学科等で把握した上でを行っている。</p> <p>分野の特性に応じた学習成果については、各学部・学科等にて基幹となる分野の学習成果を把握するために専門力調査を企画し実施している。実施方法は各組織にて検討しているが、実施内容が統一されていないことから継続して検討を行っている。また、一年次生、三年次生、修士一年次生を対象としたアセスメントテスト「PROG」を実施することで、学生の汎用的能力を調査し、その結果について全学的に報告を行っている。</p> <p>2018（平成30）年度に学位授与の方針にて定めている項目を測定するため、全学的にアセスメント・ポリシーを作成した。今後はアセスメント・ポリシーに沿った学習成果の把握を進める体制を整えつつある。把握の方法としては、学生に対しての「学修行動調査」、卒業生に対しての「卒業式アンケート」、就職先企業に対しての「キャリア教育等に関するアンケート」を実施している。今後、上述のアンケート結果を総合的に把握する取り組みなどの検討が必要である。</p> <p>学習成果の把握については、学科、系列などにおいて独自に実施しているケースが見受けられる。IRセンターが設置されていることもあり、全学的な把握・評価体制の検討を行う時期である。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p> <p>・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>・点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>《例》</p> <p>・学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる 資料などが考えられます。</p>	*①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 毎年、大学の自己評価総合委員会の下、学部レベルにおいて自己点検・評価を行い、教育課程もその枠組みにおいて実施している。 むろん、自己点検・評価の実施の過程で、改善・向上（PDCA）もやっている。 なお、学部レベルにおいては、2019年度については、アセスメントポリシーに基づく自己点検・評価を実施することとなる。
		*②学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程およびその内容、方法の改善に向けた取り組みを行っているか。【学部・研究科】	A			

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>自己点検・評価を実施することは、大学運営（特に教学運営）にとって、たいへん重要であることに論を待たない。 その一方で、自己点検・評価に費やす労力も十分に考慮しなければならない。 そのため、大学サイドと学部サイドは、学科系列サイドの活動状況をも踏まえ、自己点検・評価とその後の改善活動（PDCA）の実効性と、それに係る労力とを、常に注視/配慮すべきものであり、ひいては自己点検・評価の方法そのものも、改善活動（PDCA）を行うべきと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各学部などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各学部の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方針の提示を行い、文書を作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。 学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを既定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っていく。</p>

（2）点検・評価項目（4-1～4-7）における長所、特色（箇条書き）	（3）点検・評価項目（4-1～4-7）における課題、改善点（箇条書き）
<p>（上記4-1～4-7に関して）</p> <p>① 各学科系列において、様々な取り組み等により、教育プログラムは学位に見合う内容であると評価している。</p> <p>② 工学部第二部における社会人課程の基本方針に基づいて開発した実践知重点科目によって、本課程の教育課程を体系的に編成していると考えている。</p> <p>③ 上記②の実践知重点科目を社会人（企業技術者）のためのプログラムに展開し、本学社会人教育の一端として寄与している。</p>	<p>（上記4-1～4-7に関して）</p> <p>① 自己点検・評価とそれに係る改善・向上（PDCA）の「実効性」と「労力」について、今後検討したほうが良いと考える。</p> <p>② 学習成果の可視化について、大学全体のルールや実施方法等について、今後検討したほうが良いと考える。</p>

総括【（2）（3）について】
<p>自己点検・評価のなかで、特に基準4「教育課程・学習成果」の項については、大学サイドと学部サイドにおける、情報共有や協議検討、さらには協働体制が、大変重要なことと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各学部の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、学部において運用の体制が整っている。とはいえ次回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために「PROG」や「専門力調査」などの直接評価、「学習行動調査」や「卒業式アンケート」などの間接評価などを実施している状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。</p>



2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019.10.21

部局：理工学部

作成者： 川井 悟

<b>基準4：教育課程・学習成果</b>	<p><b>【記入方法】</b>                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1) 点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2) 点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3) 点検・評価項目における課題、改善点について</p>
----------------------	---

<p><b>【ア】大学基準および解説</b></p> <p><b>【大学基準】</b>                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。                  ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。                  ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。                  ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。                  ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果が学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。                  ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</p>
--

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

**【この基準の学部長・研究科委員長の所見】**

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・野におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	平成30(2018)年度理工学部改編に伴い、理工学部及び各学系の学位授与の方針を策定した。また、学部・学系において修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっている。 この方針は、学生要覧及び本学ホームページ上で公表されており、学内・学外者のいずれにも比較的容易に情報が入手できるよう配慮している。 なお、表現については、必要に応じて教育改善推進委員会にて検討・修正を行っている。
		②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	平成30(2018)年度理工学部改編に伴い、理工学部及び各学系・群の教育課程の編成・実施方針を策定した。 その際、新設学系分を追加するだけではなく、教育課程の体系・教育内容、授業科目区分、授業形態等を明確にし、且つ学位授与の方針との関連性がわかるように全学系の表現を統一した。 学生要覧及び本学ホームページ上で公表されており、学内・学外者のいずれにも比較的容易に情報が入手できるよう配慮している。 なお、表現については、必要に応じて教育改善推進委員会にて検討・修正を行っている。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	A		—	

**【とりまとめ部局による総括】**

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p> <p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへ掲載することで、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p>
<p>【とりまとめ部局による総括】                  学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、大学全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、カリキュラム改編時期に合わせて行われており、その他の年度においても表現などを逐一見直す機会を設けている。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】点検・評価項目 毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修・選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <<参考>> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系的性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学習会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	＊①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】	A		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>学系毎に人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を策定し、その目標を達成するための教育課程を編成している。</li> <li>また、学系毎にカリキュラムマップ、履修モデルを作成し、教育課程の順次性に配慮した授業科目の配当を行っている。</li> <li>専門基礎科目</li> <li>基礎的な6分野（「理工学総論」「実験・レポート」「数学」「物理学・化学・生物・自然科学」「情報」「リメディアル教育」）により、すべての学系・専門コースで必要となる基礎知識・学力を身に付ける。</li> <li>主コース・副コース制</li> <li>学系ごとに複数のコースを設置し、学生は主・副の2コースを選択することにより、多様な学びを実践できる。</li> <li>オナーズプログラム</li> <li>成績優秀者を対象とし、3年次より大学院教育との連携も強化した学系間を横断する複合学問領域を学習し、高度な研究に取り組むことができる。2018年度は制度の設置のみとし、実運用は2020年度からとなる。</li> </ul>
		＊②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <<参考>> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> ■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料 <<修士課程、博士課程>> ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料	＊①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】	A		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての授業科目のシラバスを作成しており、シラバスには学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法、事前・事後学習の指示等を記載し明示している。また、講義、演習、実験・実習の授業形態方法を適切に実施し、アクティブラーニングも積極的に取り入れている。</li> <li>学生への履修・学習指導については、年度初めのオリエンテーション期間における学系毎学年別説明会において説明する他、学生アドバイザー制度を設け、面談指導等により学力不振等の学生の学修活動改善を支援している。</li> <li>その他の具体的な措置として、履修上限の設定（1年間40単位）、履修人数の制限を設けている。</li> <li>シラバスの適切性については、教員によるシラバスの第三者チェックを実施し、教育改善推進委員会にて点検している。また、各学期ごとに学生授業評価アンケートを実施し、教育改善推進委員会にて点検・評価を行っている。</li> </ul>
		＊②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】	A		—	
		③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul> <<参考・根拠資料例>>           ■卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類 ■成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ■卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ■成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料 ■学位論文審査基準を示す資料等	＊①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】	A		—	学生要覧において、評価と評点の関係及び成績評価基準、単位認定、進級条件や卒業要件を明示している。またシラバスには当該授業科目の評価方法を明示し、適切性を可視化している。なお、進級条件・卒業要件は当該年度前年度に学部運営委員会において審議しその適切性について確認している。また、進級・卒業判定においても学部運営委員会の審議を経て教授会にて決定している。
		②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】	A		—	
		＊③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊④他大学等における既修得単位の認定を学内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】	A		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
【とりまとめ部局による総括】 各学部において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系的性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。
【とりまとめ部局による総括】 教育課程編成・実施の方針に基づき、専門教育科目、基礎科目、教養科目を配置している。特に本学では「実学尊重」を掲げていることから「実験・実習科目」を充実させている。 ・アクティブ・ラーニングについても導入が広がっており、特にPBLについては、学内で授業運営に係る経費を補助するPBL支援プログラム制度を導入し大学全体として拡充を図っている。 ・学生に対する学習・履修指導は、教員を学生アドバイザーとして配置し面談・指導を行っている。全科目にオフィスアワーを設定しており、学生はシステム上で時間を確認した上で教員を訪ねることができ、 学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度も各学部で実施している。シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載すること併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。
【とりまとめ部局による総括】 成績評価、単位認定に関しては、学生要覧に成績評価基準を掲載しており、GPA、評価、評点との関係を明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。 学位授与については、学生要覧に卒業条件として進級条件と併せて明示している。なお、当該条件の判定は学部の運営委員会にて審議し、適切性を確認している。また、他大学等における既修得単位の認定は、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、学部の運営委員会、教授会にて確認を行っている。 厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎	
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）			
<b>（4-6）学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> ≪学習成果の測定方法例≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> 《根拠資料・例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績分布、進級などの状況については、学内ポータルサイトでの順位計算、卒業・進級判定、各学系への判定資料の配布により把握している。</li> <li>学位授与の方針が求める学習成果の達成度を的確に評価するために、学部・学系及び授業科目のアセスメント・ポリシーを策定している。</li> <li>また、2018（H30）年度に学生本人には「学修行動・学生満足度調査アンケート」「卒業式アンケート」、就職先企業には「キャリア教育等に関するアンケート」を実施、学習成果の測定を行っている。</li> <li>学習成果の可視化については、学内ポータルサイトにて学系・学年内の順位、科目区分ごとの既修得単位数の一覧等を公開している。</li> </ul>	
			A				ー
			A				ー
			A				ー
<b>（4-7）教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>学習成果の測定結果の適切な活用</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul> 《例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】	A		ー	毎学期の終了後、学生による学生授業評価アンケートを実施し、そのアンケート結果を理工学自己評価委員会において点検・評価している。具体的には、アンケート項目における①シラバスに記載の内容に沿った授業しているか、②科目に対する学生満足度レベル、③授業の難易度において、一定の条件に満たない授業科目を抽出し、委員会の協議の上必要と判断された場合に、評価の高い授業に授業参観（クラスビジット）を行うこととしている。また、授業科目を担当の教員には学生アンケート結果をフィードバックし自己評価を行うことで授業改善につなげている。	
			A				ー

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績分布、進級などの状況については、各学部にて個人別成績統計表を進級・卒業判定に用いている。判定に際しては学部・学科等で把握した上でを行っている。</p> <p>分野の特性に応じた学習成果については、各学部・学科等にて基幹となる分野の学習成果を把握するために専門力調査を企画し実施している。実施方法は各組織にて検討しているが、実施内容が統一されていないことから継続して検討を行っている。また、一年次生、三年次生、修士一年次生を対象としたアセスメントテスト「PROG」を実施することで、学生の汎用的能力を調査し、その結果について全学的に報告を行っている。</p> <p>2018（平成30）年度に学位授与の方針にて定めている項目を測定するため、全学的にアセスメント・ポリシーを作成した。今後はアセスメント・ポリシーに沿った学習成果の把握を進める体制を整えている。把握の方法としては、学生に対しての「学修行動調査」、卒業生に対しての「卒業式アンケート」、就職先企業に対しての「キャリア教育等に関するアンケート」を実施している。今後、上述のアンケート結果を総合的に把握する取り組みなどの検討が必要である。</p> <p>学習成果の把握については、学科、系列などにおいて独自に実施しているケースが見受けられる。IRセンターが設置されていることもあり、全学的な把握・評価体制の検討を行う時期である。</p>
<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各学部などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各学部の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、POAサイクルを元にした検証と改善策の提示を行い作成している。理工学部においては、学部にて自己評価委員会を設置し、授業アンケート結果をもとに科目の満足度や難易度について、学部が定めた基準値に満たない授業科目について、委員会にて協議を行い、必要に応じて授業アンケート評価の高い授業にクラスビジットを行うなどの体制が整っている。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。</p> <p>学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っている。</p>

（2）点検・評価項目（4-1～4-7）における長所、特色（箇条書き）	（3）点検・評価項目（4-1～4-7）における課題、改善点（箇条書き）
（上記4-1～4-7に関して） <ul style="list-style-type: none"> <li>DP、CP、APの3つのポリシー及びアセスメント・ポリシーを策定し、ホームページ等にて公表している。</li> <li>学部・大学院が連携した研究教育プログラムとして、オナズプログラム（次世代技術者育成プログラム）制度の設置・検討を行った。</li> </ul>	（上記4-1～4-7に関して） <ul style="list-style-type: none"> <li>学習成果の可視化をさらに推進する</li> <li>アセスメントテスト、ルーブリックの活用について検討を進める</li> </ul>

総括【（2）（3）について】
<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各学部の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、学部において運用の体制が整っている。とはいえ次回認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために「PROG」や「専門力調査」などの直接評価、「学修行動調査」や「卒業式アンケート」などの間接評価などを実施している状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。</p>

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019年10月31日

部局：情報環境学部

作成者：和田 雄次

<b>基準4：教育課程・学習成果</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、『(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
----------------------	---

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。                  ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。                  ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。                  ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。                  ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果が学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。                  ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</p>
--

<p><b>評価基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			選択把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	学位授与方針には修得すべき知識・技能・態度が明示されており、授与する学位にふさわしい内容となっている。 学位授与方針は本学HPに公開しており、外部から見ても理解できるよう簡潔に記述している。
		②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	A			
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A			
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A			
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	教育課程編成・実施の方針には、「情報技術基礎から専門への履修を促すことによる理解力向上」、「学際的な知識を涵養するための幅広い専門性の習得」および「体験による知識の習得」等を定めており、教育についての基本的な考え方が明確に示されている。 また、学位授与方針のDP1からDP3に対応する教育課程編成・実施の方針が定められている。 教育課程編成・実施の方針は本学部HPで公開しており、外部から見ても理解できるように簡潔に記述している。 毎年、「学科における人材養成に関する目的」、「学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」を確認しており、適切性を検証している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	A			
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	A			
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A			
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A			
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	A			

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p> <p>学位授与方針は適切に設定されており、また公表も適切に行われている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 学位授与の方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p> <p>教育課程編成・実施方針は適切に設定されており、また公表も適切に行われている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、大学全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、カリキュラム改編時期に合わせて行われており、その他の年度においても表現などを逐一見直す機会を設けている。</p>
---

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等</li> <li>＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系的を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	<p>★①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】</p> <p>★②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】</p> <p>★③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>「学科における人材養成に関する目的と「教育課程編成・十の方針」および学士課程修了要件は関連している。</p> <p>また、各コース毎に専門性を高める科目および学際的な知識を涵養するための科目を配当しており、教育研究上の目的と課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確である。また、2019年度には、科目ナンバリングを整備したところである。</p>
			A		—	
			A		—	
(4-4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の現実化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	<p>★①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】</p> <p>★②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】</p> <p>③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】</p> <p>★⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>(情報技術の)基礎・専門性・学際性・国際性を涵養するための科目の配当、シラバス(テーマ、学習内容、成績評価、事前事後学習の記載、第3者チェック)等で学生の学習の進捗状況(学習成果の評価)を行っている。</p> <p>また、技術者・設計者としての実践応用力を向上させるためにプロジェクト科目を導入している。さらに、学生アドバイザーを配置し、オフィスアワーも全科目実施しているの、履修指導・学習指導も対応が図られている。</p>
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
			A		—	
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul> <p>《参考・根拠資料例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業・修了の基準、判定方法、基準、体制等を明らかにした規程類</li> <li>成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料</li> <li>成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料</li> <li>学位論文審査基準を示す資料等</li> </ul>	<p>★①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】</p> <p>②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】</p> <p>★③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】</p> <p>★④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>成績評価については、学生要覧に明示しており、各科目の評価方法についてはシラバスで公表している。</p> <p>シラバスについては、評価方法が適切であるか第3者によるチェックを行っている。</p> <p>単位制に基づき、学部で成績分布資料や卒業判定資料の確認し、合否判定を行っている。</p>
			A		—	
			A		—	
			A		—	

【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>教育課程編成・実施の方針に基づき、学士課程にふさわしい授業科目を配当し、教育課程を体系的に構成している。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>各学部において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系的性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。</p>
<p>学科の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的ならびに教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置が講じられている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門教育科目、基礎科目、教養科目を配置している。特に本学では「実学尊重」を掲げていることから「実験・実習科目」を充実させている。</p> <p>アクティブ・ラーニングについても導入が広がっており、特にPBLについては、積極的な取り入れを試みる教員に対して、授業運営に際して追加的に要する経費を補助する学内のPBL支援プログラムを導入し大学全体として拡充を図っている。</p> <p>学生に対しての学習・履修指導は、教員を学生アドバイザーとして配置し面談・指導を行っている。全科目にオフィスアワーを設定しており、学生はシステム上で時間を確認した上で教員を訪ねることができる。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキヤップ制度も各学部で実施している。シラバスに授業時間が学習時間の目安を記載すること併せて、単位の現実化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作</p>
<p>成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績評価、単位認定に関しては、学生要覧に成績評価基準を掲載しており、GPA、評価、評点との関係を明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。</p> <p>学位授与については、学生要覧に卒業条件を進級条件と併せて明示している。なお、当該条件の判定は学部の運営委員会にて審議し、適切性を確認している。また、他大学等における既修得単位の認定は、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、学部の運営委員会、教授会にて確認を行っている。</p> <p>厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウ より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> <学習成果の測定方法例> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> 《根拠資料・例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		—	成績分布、学習成果測定のための指標の設定については確認しているが、学習成果の評価や可視化については、今後の検討課題である。
		＊②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	C		—	
		＊④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】	C		—	
(4-7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>学習成果の測定結果の適切な活用</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul> 《例》 <ul style="list-style-type: none"> <li>学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	＊①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】	A		—	自己点検・評価報告書作成にあたり、学科会議、教学委員会、運営会議、教授会に意見を聞きながら、改善している。
		＊②学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程およびその内容、方法の改善に向けた取り組みを行っているか。【学部・研究科】	A		—	
(2) 点検・評価項目 (4-1~4-7) における長所、特色(箇条書き)			(3) 点検・評価項目 (4-1~4-7) における課題、改善点 (箇条書き)			
(上記4-1~4-7に関して) <ul style="list-style-type: none"> <li>学科の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づいた学習指導体制や科目の配置などの教育が行われている。</li> <li>学生の履修指導・学習指導等により、学生一人一人の学習の進捗状況を把握することができる。</li> <li>授業アンケートの実施やシラバスの第3者評価等により、授業がシラバスに沿って行われているかを検証している。</li> <li>成績分布資料や卒業判定資料の確認により、成績評価、合否判定を行い、厳格な評価が行われている。</li> </ul>			(上記4-1~4-7に関して) <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な学習成果の把握・評価するための方法の取り組みや学習成果の可視化については、今後の課題である。</li> </ul>			

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
今後は、具体的な学習成果の把握・評価をアセスメントポリシーに基づく評価を行うとともに、学習成果の可視化についてはIRセンター等から提供された資料の活用方法を検討する。  【とりまとめ部局による総括】 成績分布、進級などの状況については、各学部にて個人別成績統計表を進級・卒業判定に用いている。判定に際しては学部・学科等で把握した上でやっている。 分野の特性に応じた学習成果については、各学部・学科等にて基幹となる分野の学習成果を把握するために専門力調査を企画し実施している。実施方法は各組織にて検討しているが、実施内容が統一されていないことから継続して検討を行っている。また、一年次生、三年次生、修士一年次生を対象としたアセスメントテスト「PROG」を実施することで、学生の汎用的能力を調査し、その結果について全学的に報告を行っている。 2018(平成30)年度に学位授与の方針にて定めている項目を測定するため、全学的にアセスメント・ポリシーを作成した。今後はアセスメント・ポリシーに沿った学習成果の把握を進める体制を整えつつある。把握の方法としては、学生に対しての「学修行動調査」、卒業生に対しての「卒業式アンケート」
自己点検・評価を実施することは、大学運営(教学運営)にとって、大変重要ではあるが、費やす労力も充分に考慮すべきである。大学サイドと学部サイドで協力して、自己点検・評価をどのようにその後の改善活動に反映していくかを検討していきたい。  【とりまとめ部局による総括】 教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各学部などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各学部の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方策の提示を行い、文書を作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体(東京都足立区、埼玉県鳩山町)に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。 学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っていく。
総括【(2) (3)について】
教育課程の編成等については適切に行われているが、学習成果の把握については今後の課題となっている。  【とりまとめ部局による総括】 基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各学部の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、学部において運用の体制が整っている。とはいえ次回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために「PROG」や「専門力調査」などの直接評価、「学習行動調査」や「卒業式アンケート」などの間接評価などを実施している状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握・評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/9

部局： 未来科学部長

作成者： 石川 潤

<b>基準4：教育課程・学習成果</b>	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
----------------------	--

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。                  ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。                  ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。                  ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。                  ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。                  ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。</p>

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p>
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。 【学部・研究科】	A		—	【未来科学部】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、学位授与方針については、学部・学科において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		*②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、公表されているか。 【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	【未来科学部】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、教育課程の編成・実施方針については、学部・学科・系列において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページ、学生要覧、オンラインシラバス等に掲載している。 また、左記のイ⑥について、学部においては教授会資料(卒業進級判定資料をはじめとする各種指標の資料、アセスメントポリシーの設定等)で確認している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	A		—	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p>
<p>【未来科学部】 A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。ここでA評価としたのは、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(学位授与方針の見直し)を今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 学位授与の方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。</p> <p>【未来科学部】 A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。A評価としたのは、左記の⑥の項目において、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(教育課程の編成・実施方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、大学全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、カリキュラム改編時期に合わせて行われており、その他の年度においても表現などを逐一見直す機会を設けている。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウ より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>各学位課程＜初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等＞</li> <li>修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	<p>★①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>【未来科学部】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育内容（授業内容・形態）、順次性等適切な科目を配置し、学生要覧におけるカリキュラムマップ（履修モデル）やオンラインシラバスで、学生等にその旨公表している。</p> <p>また、順次性については、2019年度に科目ナンバリングも実施したところである。</p>
		<p>★②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
(4-4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位数の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	<p>★①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>【未来科学部】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。</p> <p>具体的には「講義・演習科目」「実験・実習科目」をバランスよく配置し、予習・復習の設定、アクティブラーニングも取り入れる等、学習の活性化を図る様々な施策を実施している。</p> <p>さらに学生には学生アドバイザーを配置し、オフスアワーも全科目実施しているため、履修指導・学習指導も対応が図られている。</p> <p>特に本学は「実学尊重」を掲げているため「実験・実習科目」を充実させている。</p> <p>特に未来科学部においては、大学教育再生加速プログラム（AP）に採択されており、反転授業を含め、アクティブラーニングを多用している。</p>
		<p>★②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>【未来科学部】</p> <p>学部・学科系列においては、改編の完成年度を近々に控えており、完成年度以後はカリキュラム変更が可能となる。改編における実績等を踏まえ、PDCAの観点でカリキュラム変更を実施することとなるが、全学的カリキュラム改編と同期させ、左記の事項に留意して進めていく必要があると考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>各学部において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。</p>
<p>【未来科学部】</p> <p>授業内外で活性化のための様々な施策を実施し、効果を上げている一方で、学生の多様化等も相俟って、学生対応で教員負担が増していると考えられる。</p> <p>学生第一主義を掲げる本学において、大変重要なことであるが、負担増となると、教員個々の研究推進に影響が生ずることについて、多少懸念する。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門教育科目、基礎科目、教養科目を配置している。特に本学では「実学尊重」を掲げていることから「実験・実習科目」を充実させている。</p> <p>アクティブ・ラーニングについても導入が広がっており、特にPBLについては、積極的な取り入れを試みる教員に対して、授業運営に際して追加的に要する経費を補助する学内のPBL支援プログラム制度を導入し大学全体として拡充を図っている。</p> <p>学生に対しての学習・履修指導は、教員を学生アドバイザーとして配置し面談・指導を行っている。全科目にオフィスアワーを設定しており、学生はシステム上で時間を確認した上で教員を訪ねることがができる。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度も各学部で実施している。シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載すること併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p>



【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul>	<p>★①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>【未来科学部】 左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、成績評価基準を設けるとともに、各科目で評価方法も公表しており、進級・卒業判定については、学部の会議体で確認しているため、成績評価の適切性は確保していると言える。 また、他大学等における既修得単位認定についても、学部運営委員会・教授会において確認している。</p>
		<p>②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
(4-6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> <p>《根拠資料・例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	<p>★①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】</p>	A		—	<p>【未来科学部】 左記のイ、ウ、エについて、相応な対応ができています。 具体的には、エ①②については、十分な対応ができており、③についても、本学部においてはアセスメントポリシーを設定したため、対応ができています。 ただし、④については、各学科系列において実施されているところで、一部で実施されていないところもある。ここは今後の課題となっている。</p>
		<p>★②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】</p>	A		—	
		<p>★④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】</p>	B		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>【未来科学部】 本件については、十分な対応が図られていると言える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 成績評価、単位認定に関しては、学生要覧に成績評価基準を掲載しており、GPA、評価、評点との関係を明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。 学位授与については、学生要覧に卒業条件を進級条件と併せて明示している。なお、当該条件の判定は学部の運営委員会にて審議し、適切性を確認している。また、他大学等における既修得単位の認定は、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、学部の運営委員会、教授会にて確認を行っている。 厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。</p>
<p>【未来科学部】 学習成果の可視化については、「実施しなければならない」という認識は、大学構成員、皆有しているが、大学全体のルールや実施方法等が定められていないと考える。 各学科系列/専攻で分野が異なるので、細部まで統一ルールを定めないうでよい（具体的方法は学科系列/専攻に委ねる）と考えるが、ルールや実施方法等を定めることは、今後の検討課題と考える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】 成績分布、進級などの状況については、各学部にて個人別成績統計表を進級・卒業判定に用いている。判定に際しては学部・学科等で把握した上でを行っている。 分野の特性に応じた学習成果については、各学部・学科等にて基幹となる分野の学習成果を把握するために専門力調査を企画し実施している。実施方法は各組織にて検討しているが、実施内容が統一されていないことから継続して検討を行っている。また、一年次生、三年次生、修士一年次生を対象としたアセスメントテスト「PROG」を実施することで、学生の汎用的能力を調査し、その結果について全学的に報告を行っている。 2018（平成30）年度に学位授与の方針にて定めている項目を測定するため、全学的にアセスメント・ポリシーを作成した。今後はアセスメント・ポリシーに沿った学習成果の把握を進める体制を整えつつある。把握の方法としては、学生に対しての「学修行動調査」、卒業生に対しての「卒業式アンケート」、就職先企業に対しての「キャリア教育等に関するアンケート」を実施している。今後、上述のアンケート結果を総合的に把握する取り組みなどの検討が必要である。 学習成果の把握については、学科、系列などにおいて独自に実施しているケースが見受けられる。IRセンターが設置されていることもあり、全学的な把握・評価体制の検討を行う時期である。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p> <p>・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>・点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>《例》</p> <p>・学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる 資料などが考えられます。</p>	<p>※①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】</p>	A		-	<p>【未来科学部】</p> <p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。</p> <p>毎年、本学の自己評価総合委員会の下、学部レベルにおいて自己点検・評価を行い、教育課程もその枠組みにおいて実施している。</p> <p>むろん、自己点検・評価の実施の過程で、改善・向上（PDCA）もやっている。</p> <p>なお、学部レベルにおいては、2019年度については、アセスメントポリシーに基づく自己点検・評価を実施することとなる。</p>
			A			

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>【未来科学部】</p> <p>自己点検・評価を実施することは、大学運営（特に教学運営）にとって、たいへん重要であることに論を待たない。</p> <p>その一方で、自己点検・評価に費やす労力も十分に考慮しなければならない。</p> <p>そのため、大学サイドと学部サイドは、学科系列サイドの活動状況をも踏まえ、自己点検・評価とその後の改善活動（PDCA）の実効性と、それに係る労力とを、常に注視/配慮すべきものであり、ひいては自己点検・評価の方法そのものも、改善活動（PDCA）を行うべきと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各学部などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各学部の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方針の提示を行い、文書を作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。</p> <p>学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っていく。</p>

（2）点検・評価項目（4-1～4-7）における長所、特色（箇条書き）	（3）点検・評価項目（4-1～4-7）における課題、改善点（箇条書き）
<p>（上記4-1～4-7に関して）</p> <p>【学部】</p> <p>① 各学科系列において、様々な取り組み等により、教育プログラムは学位に見合う内容であると評価している。</p> <p>② 学部1年から修士2年まで6学年共通のアチーブメント試験を実施し、学習到達度の評価を継続的に実施している学科もある。</p>	<p>（上記4-1～4-7に関して）</p> <p>【未来科学部】</p> <p>① 自己点検・評価とそれに係る改善・向上（PDCA）の「実効性」と「労力」について、そのバランスを検討したほうが良いと考える。</p> <p>② 学習成果の可視化について、大学全体のルール策定や実施方法の検討等について、今後検討したほうが良いと考える。</p>

総括【（2）（3）について】
<p>【未来科学部】</p> <p>自己点検・評価のなかで、特に基準4「教育課程・学習成果」の項については、大学サイドと学部/研究科サイドとの情報共有や、先駆的事例の全学展開に向けた協議、さらには、その実現に向けた協働体制の確立が、大変重要なことと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各学部の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、学部において運用の体制が整っている。とはいえ次回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために「PROG」や「専門力調査」などの直接評価、「学習行動調査」や「卒業式アンケート」などの間接評価などを実施している状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。</p>

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/05

部局： システムデザイン工学部

作成者： 齊藤 剛

**基準4：教育課程・学習成果**

【記入方法】  
 本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。  
 ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について  
 ・(2)点検・評価項目における長所、特色について  
 ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について

【ア】大学基準および解説

【大学基準】  
 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

(解説)  
 ①大学は、その理念・目的を実現するために、授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示した教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。  
 ②大学は、学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のいずれの学位課程にあっても、法令の定めに加え、自ら定める教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しなければならない。その際、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの学位課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。また、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し効果的に編成する必要がある。  
 ③大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じなければならない。その一環として、適切なシラバスを作成するとともに履修指導を適切に行い、また、授業や研究指導の計画に基づいて教育研究指導を行うほか、授業形態や授業内容、授業方法に工夫を凝らすなど、十分な措置を講ずることが必要である。  
 ④大学は、履修単位の認定方法に関して、いずれの学位課程においても、各授業科目の特徴や内容、授業形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿った措置を採ることが必要である。また、教育の質を保証するために、あらかじめ学生に明示した方法及び基準に則った厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行わなければならない。  
 ⑤大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生が修得したかどうかを把握し、評価することが必要である。そのために、学習成果を様々な観点から把握し評価する方法や指標を開発し、それらを適用する必要がある。  
 ⑥大学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。その際、把握し、評価した学生の学習成果を適切に活用することが重要である。

評価基準

本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして

- ・S：卓越した水準にある取り組みである
- ・A：概ね適切な取り組みである
- ・B：さらなる努力が求められる取り組みである
- ・C：抜本的な改善が求められる取り組みである
- ・その他：(具体記入)

【この基準の学部長・研究科委員長の所見】

●点検・評価項目における現状(2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日)について、【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。なお、【エ】欄の\*が付された項目につきましては、各系列・群におかれましても記載(作成)依頼項目となっております。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※ブルダウ より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(4-1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	・課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表。	①学位授与方針は、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には、学位授与方針については、学部・学科において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		*②上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	・下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ・教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	①教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には、教育課程の編成・実施方針については、学部・学科・系列において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページ、学生要覧、オンラインシラバス等に掲載している。 また、左記のエ⑥について、学部においては教授会資料(卒業進級判定資料をはじめとする各種指標の資料、アセスメントポリシーの設定等)を確認している。
		*②上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④上記の方針は、公表されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		*⑥教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性について検証しているか。【学部・研究科】	A		—	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
 【総括を記載(作成)願います】

総括【(1)について】  
 (振り返り、今後の取り組み)

A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。  
 ここでA評価としたのは、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(学位授与方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。

【とりまとめ部局による総括】  
 学位授与の方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果に大学全体としての一貫性を持たせた方針を定めている。方針については、学生要覧への記載や本学webサイトへの掲載により、情報を得やすくさせ、広く学内外に公表を行っている。

A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。  
 A評価としたのは、左記の⑥の項目において、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(教育課程の編成・実施方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。

【とりまとめ部局により総括】  
 学位授与の方針と整合性を持たせた教育課程編成・実施の方針を設定している。方針は、大学レベル、学部レベル、学科・学系レベルにおいて設定しており、大学全体として一貫性を持たせた、教育課程編成についての基本的な考え方を明確に示している。方針については、学生要覧への記載で情報を得やすくしており、本学webサイトへ掲載することで広く学内外に公表を行っている。適切性の検証については、カリキュラム改編時期に合わせて行われており、その他の年度においても表現などを逐一見直す機会を設けている。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
<b>（4-3）教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</li> <li>各学位課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>各学位課程＜初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等＞</li> <li>修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられる。</li> <li>当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられる。</li> </ul>	＊①当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と各授業科目との関係は明確か。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育内容（授業内容・形態）、順次性等適切な科目を配置し、学生要覧におけるカリキュラムマップ（履修モデル）やオンラインシラバスで、学生等にその旨公表している。 また、順次性については、2019年度に科目ナンバリングも実施したところである。
		＊②専門分野の学問体系を考慮した教育課程編成となっているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊③学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当となっているか。【学部・研究科】	A		—	
<b>（4-4）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</li> <li>各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</li> <li>＜学士課程＞</li> <li>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数</li> <li>適切な履修指導の実施</li> <li>＜修士課程、博士課程＞</li> <li>研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施</li> </ul> <p>《参考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。</li> </ul> <p>■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料</p> <p>■履修要項、シラバスなど、授業の方法等が分かる資料</p> <p>＜修士課程、博士課程＞</p> <p>■研究指導の内容・方法、年間スケジュールをあらかじめ学生が理解するための資料</p>	＊①教育課程の編成・実施方針と教育方法は整合しているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には「講義・演習科目」「実験・実習科目」をバランスよく配置し、予習・復習の設定、アクティブラーニングも取り入れる等、学習の活性化を図る様々な施策を実施している。 さらに学生には学生アドバイザーを配置し、オフィスアワーも全科目実施しているため、履修指導・学習指導も対応が図られている。特に本学は「実学尊重」を掲げているため「実験・実習科目」を充実させている。
		＊②当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法を実施しているか。【学部・研究科】	A		—	
		③学生の履修指導を適切に行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊④学生の学習指導を適切に行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑤学生の学習時間（予習・復習）を確保するための方策を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		⑥1年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑦教育上の目的を達成するため、効果的な授業形態の導入に取り組んでいるか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑧授業形態（講義、演習・実験等）に即して、1授業あたりの学生数が配慮されているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑨シラバスが適切に作成されているかの検証を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		＊⑩授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っているか。【学部・研究科】	A		—	

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
学部・学科系列においては、改編の完成年度を近々に控えており、完成年度以後はカリキュラム変更が可能となる。改編における実績等を踏まえ、PDCAの観点でカリキュラム変更を実施することとなるが、全学的カリキュラム改編と同期させ、左記の事項に留意して進めていく必要があると考えている。
<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>各学部において、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を編成している。教育課程編成・実施の方針では、科目区分、専門教育科目、基礎科目、教養科目などの配置を明示している。教育課程は、カリキュラムマップ（履修モデル）を作成し、教育課程の順次性、体系性を明確にした上で編成している。2019年度からは科目ナンバリングを実施し、順次性の明確化に繋がることを期待している。</p>
授業内外で活性化のための様々な施策を実施し、効果も上がっている一方で、学生の多様化等も相俟って、学生対応で教員負担が増していると考えられる。 学生第一主義を掲げる本学において、大変重要なことであるが、負担増となると、教員個々の研究推進に影響が生ずることについて、多少懸念する。
<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程編成・実施の方針に基づき、専門教育科目、基礎科目、教養科目を配置している。特に本学では「実学尊重」を掲げていることから「実験・実習科目」を充実させている。</p> <p>アクティブ・ラーニングについても導入が広がっており、特にPBLについては、積極的な取り組みを試みる教員に対して、授業運営に際して追加的に要する経費を補助する学内のPBL支援プログラム制度を導入し大学全体として拡充を図っている。</p> <p>学生に対しての学習・履修指導は、教員を学生アドバイザーとして配置し面談・指導を行っている。全科目にオフィスアワーを設定しており、学生はシステム上で時間を確認した上で教員を訪ねることができている。</p> <p>学期ごとに登録できる単位数の上限設定を行うキャップ制度も各学部で実施している。シラバスに授業時間外学習時間の目安を記載することと併せて、単位の実質化を図っている。シラバスは全ての授業科目で作成され、学位授与方針との関連、授業の目的、達成目標、評価方法などを明示している。作成に際しては科目担当教員以外の第三者が記載内容のチェックを実施している。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</li> <li>単位制度の趣旨に基づく単位認定</li> <li>既修得単位の適切な認定</li> <li>成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置</li> <li>卒業・修了要件の明示</li> <li>学位授与を適切に行うための措置</li> <li>学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示</li> <li>学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置</li> <li>学位授与に係る責任体制及び手続の明示</li> <li>適切な学位授与</li> </ul>	*①成績評価と単位認定の適切性を確認しているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には、成績評価基準を設けるとともに、各科目で評価方法も公表しており、進級・卒業判定については、学部の会議体で確認しているため、成績評価の適切性は確保していると言える。 また、他大学等における既修得単位認定についても、学部運営委員会・教授会において確認している。
		②学位授与における実施手続及び体制は明確か。【学部・研究科】	A		—	
		*③厳格な成績評価を行うための方策を行っているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④他大学等における既修得単位の認定を学部内基準を設けて実施しているか。【学部・研究科】	A		—	
(4-6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</li> <li>学習成果を把握及び評価するための方法の開発</li> </ul> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメント・テスト</li> <li>ルーブリックを活用した測定</li> <li>学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> <p>《根拠資料・例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。</li> <li>学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。</li> </ul>	*①成績分布、進級などの状況を学部（学科）等単位で把握しているか。【学部・研究科】	A		—	左記のイ、ウ、エについて、相応な対応ができていない。 具体的には、エ①②については、十分な対応ができており、③についても、本学部においてはアセスメントポリシーを設定したため、対応ができていない。 ただし、④については、各学科系列において実施されているところで、一部で実施されていないところもある。ここは今後の課題となっている。
		*②分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		*③具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われているか。【学部・研究科】	A		—	
		*④学習成果を可視化しているか。【学部・研究科】	B		—	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>本件については、十分な対応が図られていると言える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績評価、単位認定に関しては、学生要覧に成績評価基準を掲載しており、GPA、評価、評点との関係を明示している。各科目における成績評価、評価方法については、シラバスに記載することで、学生に対してわかりやすく開示している。</p> <p>学位授与については、学生要覧に卒業条件を進級条件と併せて明示している。なお、当該条件の判定は学部の運営委員会にて審議し、適切性を確認している。また、他大学等における既修得単位の認定は、学生要覧に認定条件を掲載した上で申請のあった者に対して、学部の運営委員会、教授会にて確認を行っている。</p> <p>厳格な成績評価については、シラバスに成績評価方法を記載することで、評価の適切性を明示している。</p> <p>学習成果の可視化については、「実施しなければならない」という認識は、大学構成員、皆有しているが、大学全体のルールや実施方法等が定められていないと考える。</p> <p>各学科系列/専攻で分野が異なるので、細部まで統一ルールを定めないでよい（具体的方法は学科系列/専攻に委ねる）と考えるが、ルールや実施方法等を定めることは、今後の検討課題と考える。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>成績分布、進級などの状況については、各学部にて個人別成績統計表を進級・卒業判定に用いている。判定に際しては学部・学科等で把握した上でを行っている。</p> <p>分野の特性に応じた学習成果については、各学部・学科等にて基幹となる分野の学習成果を把握するために専門力調査を企画し実施している。実施方法は各組織にて検討しているが、実施内容が統一されていないことから継続して検討を行っている。また、一年次生、三年次生、修士一年次生を対象としたアセスメントテスト「PROG」を実施することで、学生の汎用的能力を調査し、その結果について全学的に報告を行っている。</p> <p>2018（平成30）年度に学位授与の方針にて定めている項目を測定するため、全学的にアセスメント・ポリシーを作成した。今後はアセスメント・ポリシーに沿った学習成果の把握を進める体制を整えつつある。把握の方法としては、学生に対しての「学修行動調査」、卒業生に対しての「卒業式アンケート」、就職先企業に対しての「キャリア教育等に関するアンケート」を実施している。今後、上述のアンケート結果を総合的に把握する取り組みなどの検討が必要である。</p> <p>学習成果の把握については、学科、系列などにおいて独自に実施しているケースが見受けられる。IRセンターが設置されていることもあり、全学的な把握・評価体制の検討を行う時期である。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(4-7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p> <p>・学習成果の測定結果の適切な活用</p> <p>・点検・評価結果に基づく改善・向上</p> <p>《例》</p> <p>・学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる 資料などが考えられます。</p>	<p>※①教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を定期的に行っているか。（基準、体制、方法、プロセス等）【学部・研究科】</p>	A		-	<p>左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。</p> <p>毎年、本学の自己評価総合委員会の下、学部レベルにおいて自己点検・評価を行い、教育課程もその枠組みにおいて実施している。</p> <p>むろん、自己点検・評価の実施の過程で、改善・向上（PDCA）も行っている。</p> <p>なお、学部レベルにおいては、2019年度については、アセスメントポリシーに基づく自己点検・評価を実施することとなる。</p>
			A			

総括【(1)について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>自己点検・評価を実施することは、大学運営（特に教学運営）にとって、たいへん重要であることに論を待たない。</p> <p>その一方で、自己点検・評価に費やす労力も十分に考慮しなければならない。</p> <p>そのため、大学サイドと学部サイドは、学科系列サイドの活動状況をも踏まえ、自己点検・評価と今後の改善活動（PDCA）の実効性と、それに係る労力を、常に注視/配慮すべきものであり、ひいては自己点検・評価の方法そのものも、改善活動（PDCA）を行うべきと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検評価を実施し、その検証に努めている。自己点検評価は、各学部などにて自らの活動内容について振り返りを行い、評価報告書としてまとめた上で、各学部の運営委員会を経て自己点検評価総合委員会にて確認が行われている。点検内容については、前回の認証評価時に指摘された事項についての改善状況や自らの取り組みについて、PDCAサイクルを元にした検証と改善方策の提示を行い、文書を作成している。また、第三者評価として、本学が所在している自治体（東京都足立区、埼玉県鳩山町）に自己点検評価報告書を元にした評価を依頼している。</p> <p>学習成果の検証とその結果をもとにした改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーを設定したことから、学位授与の方針との関連について検証を行う体制が整いつつある状況であり、今後継続した学習成果の検証を行っていく。</p>

【(2) 点検・評価項目 (4-1~4-7) における長所、特色(箇条書き)】	【(3) 点検・評価項目 (4-1~4-7) における課題、改善点(箇条書き)】
<p>(上記4-1~4-7に関して)</p> <p>① 各学科系列において、様々な取り組み等により、教育プログラムは学位に見合う内容であると評価している。</p>	<p>(上記4-1~4-7に関して)</p> <p>① 自己点検・評価とそれに係る改善・向上（PDCA）の「実効性」と「労力」について、今後検討したほうが良いと考える。</p> <p>② 学習成果の可視化について、大学全体のルールや実施方法等について、今後検討したほうが良いと考える。</p>

総括【(2) (3) について】
<p>自己点検・評価のなかで、特に基準4「教育課程・学習成果」の項については、大学サイドと学部/研究科サイドにおける、情報共有や協議検討、さらには協働体制が、大変重要なことと考えている。</p> <p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>基準4について、点検・評価項目における評価の視点と各学部の現状を確認した。評価の視点で定められている項目については、ほぼ全ての項目について対応がなされており、学部において運用の体制が整っている。とはいえ次回の認証評価で特に重要視される「学習成果の把握及び評価」については、その把握のために「PROG」や「専門力調査」などの直接評価、「学習行動調査」や「卒業式アンケート」などの間接評価などを実施している状況であるが、学位授与の方針に明示している学習成果の可視化までは至っていない。学部、研究科の自己点検においても、実施の重要性は理解しているが大学全体としての方針が明示されていないとの指摘もある。アセスメント・ポリシーの制定は本学として学習成果の把握、評価を行うきっかけでもあるため、継続した検討課題である。</p>

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019年10月11日

部門： 先端科学技術研究科

作成者： 横田 洋

基準5：学生の受け入れ	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
-------------	--

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学選抜制度及びその運営体制を整備し、入学選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
---

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学選抜制度及びその運営体制を整備し、入学選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
---

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 【学部・研究科】	S			入学受入の方針は、求める学生像に「学力水準・能力を」を明確に定めている。また、学位授与方針/教育課程の編成・実施方針と整合しており、公表されている。
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A			
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	S			
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		-	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定</li> <li>入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>公正な入学選抜の実施</li> <li>入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施</li> </ul>	①入学選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各研究科、および各専攻においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	入学受入の方針に沿った学生の選抜を行っている。
		②入学選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各研究科の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	-	
		③上記の運営体制のもと、入学選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	-	運営委員会資料	
		④入学選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A			

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p>【とりまとめ部局による総括】</p> <p>(4) 当該基準の総括 【総括を記載(作成)願います】</p> <p>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</p>
--

<p>(5-3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理</li> <li>【学士課程】</li> <li>入学定員に対する入学者数比率</li> <li>編入学定員に対する編入学生数比率</li> <li>収容定員に対する在籍学生数比率</li> <li>収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応</li> <li>【修士課程、博士課程、専門職学位課程】</li> <li>収容定員に対する在籍学生数比率</li> </ul>	<p>①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。</p> <p>【学部・研究科】</p>	B			<p>入学定員に対する適切な入学者数、収容定員に対する適切な在籍学生数を確保するために、一部専攻で入学定員・収容定員の変更を決定した。また社会人学生（海外からの学生を含む）の受入促進のための施策を講じた。</p>	<p>2018年度中に博士号取得の案内をHP上で行った結果、2019年度に外部から問い合わせがあり、現在、博士号取得に向けての相談を行っている。</p>
		<p>②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。</p> <p>【学部・研究科】</p>	B				
<p>(5-4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul>	<p>①学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。</p> <p>【学部・研究科】</p>	その他			<p>検討中</p>	<p>今後、引き続き検討を行っていく。</p>
		<p>②上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。</p> <p>【学部・研究科】</p>	その他				
<p>(2) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における長所、特色(箇条書き)</p> <p>(上記5-1~5-4に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学者受入方針は適切に定めて公表しており、受入方針に沿った学生を受け入れている。</li> <li>博士号取得の案内を行った結果、外部からの問い合わせがあった。</li> </ul>		<p>(3) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における課題、改善点(箇条書き)</p> <p>(上記5-1~5-4に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価および改善・向上に向けた取り組みについては検討中である。</li> </ul>		<p>総括【(2)(3)について】</p> <p>学生の受入については、一部課題はあるが、概ね適切に行われている。</p>			



2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/9

部局： 工学研究科委員長

作成者： 西川 正

基準5：学生の受け入れ	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
-------------	--

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学選抜制度及びその運営体制を整備し、入学選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p style="text-align: center;">評価基準</p>
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 【学部・研究科】	A		-	<p>【工学研究科】                      左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。                      具体的には、学生受け入れ方針については、研究科・専攻(コース)において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。</p>
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		-	
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		-	
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		-	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施</li> </ul>	①入学選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各研究科、および各専攻においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	<p>【工学研究科】                      研究科において、入学選抜の実施方法そのものが、方針に沿った方法であるので、「方針に沿った学生を受け入れている」と言える。</p>
		②入学選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各研究科の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	-	
		③上記の運営体制のもと、入学選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	-	運営委員会資料	
		④入学選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A		-	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
 【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;">総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</p>
<p>【工学研究科】                  A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。</p> <p>A評価とする。</p>
<p>【工学研究科】                  左記のとおり。</p> <p>A評価とする。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(5-3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 【学士課程】 ・入学定員に対する入学人数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 【修士課程、博士課程、専門職学位課程】 ・収容定員に対する在籍学生数比率	①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数は、入学定員に対して適正な数となっているか。 【学部・研究科】	A		-	【工学研究科】 工学研究科においては、一部の専攻について、公定員に、若干、入学人数が少ない状況にあるが、研究科全体では、基準内であると考えている。
		②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 【学部・研究科】	A		-	
(5-4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・点検・評価結果に基づく改善・向上	①学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学部・研究科】	A		-	【工学研究科】 大学院/研究科レベルでは、前年度入試総括報告書を用い、入試センター運営委員会、研究科運営委員会、研究科委員会において、自己点検・評価を行い、次年度以降の取り組み検討を行っている。 専攻レベルにおいてもこの検討は行っている。また、研究科レベルにおいては、学生募集強化のため「大学院進学推進ワーキンググループ」を研究科の下に設置し、主として募集広報活動を展開しており、イベント出席者等を見ても、奏功していると言える。
		②上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学部・研究科】	A		-	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>【工学研究科】 工学研究科においては、公定員の確保を、目標とする。</p> <p>入学定員・収容定員は適正な数であるが、入学者が少なく、B評価とする。</p>
<p>【工学研究科】 各種資料を用いて定期的に自己点検・評価を行っており、また「大学院進学推進ワーキンググループ」の活動も継続していくことを考えている。</p> <p>A評価とする。</p>

(2) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における長所、特色(箇条書き) (上記5-1~5-4に関して)	(3) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における課題、改善点(箇条書き) (上記5-1~5-4に関して)
<p>【工学研究科】 ① 現在のところ、入試センターにおける募集活動、さらには研究科専攻における募集活動が奏功し、学生募集については、全体的に成果を上げていると考えている。</p>	<p>【工学研究科】 ① 本研究科において、研究科全体で、入学定員に若干満たさない状況が続いている。これは一部の専攻において満たさない状況がある等の事情によることが課題であると認識している。</p>

総括【(2) (3)について】
<p>18歳人口につき、現在は118万人程度であるが、文部科学省作成の資料によれば、2030年には100万人程度、2040年には80万人程度になると言われている。</p> <p>つまり20年後には、現在の3分の2になる。</p> <p>現在は好調であるものの、避けることができない18歳人口減少の傾向に対し、あらかじめ準備しておくことは、大変重要であると考えている。</p>

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019（令和元）年10月24日

部局：理工学研究科

作成者：神戸 英利

基準5：学生の受け入れ	<p><b>【記入方法】</b>                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載（作成）願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について</li> <li>・(2)点検・評価項目における長所、特色について</li> <li>・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</li> </ul>
-------------	--

<p><b>【ア】大学基準および解説</b></p> <p><b>【大学基準】</b>                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p><b>（解説）</b>                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学選抜制度及びその運営体制を整備し、入学選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
--

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：（具体記入）</li> </ul>
---

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載（作成）願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 (入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定されているか。 【学部・研究科】	A		—	①～③学生の受け入れ方針は、修士課程および各専攻ごとに設定している。この方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を明確に示している。また、この方針は学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合している。
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		—	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施</li> </ul>	①入学選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各研究科、および各専攻においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	④入学選抜結果の検討は運営委員会で行い、方針に沿った学生を受け入れている。
		②入学選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各研究科の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	—	
		③上記の運営体制のもと、入学選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	—	運営委員会資料	
		④入学選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A		—	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載（作成）願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (掘り返し、今後の取り組み)</b></p>
<p>A評価とする。</p>
<p>A評価とする。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎	総括【（１）について】 （振り返り、今後の取り組み）	
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）				
（５－３）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 【学士課程】 ・入学定員に対する入学数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 【修士課程、博士課程、専門職学位課程】 ・収容定員に対する在籍学生数比率	①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学数、入学定員に対して適正な数となっているか。 【学部・研究科】	B		—	2018年度の入学数は、入学定員に対してやや少なくなっており、より効果的な学生募集について検討する必要がある。 2018年度の在籍学生数については、収容定員に対してやや少ない。こちらも効果的な学生募集を検討する必要がある。	入学定員・収容定員は適正な数であるが、入学者が少なく、B評価とする。	
		②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 【学部・研究科】	B		—			
（５－４）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・点検・評価結果に基づく改善・向上	・学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学部・研究科】	A		—	学生の受け入れに関する自己点検・評価については、運営委員会にて入試実施方法の見直し等について検討し、各専攻の意見を聴取した上、研究科委員会にて提案・審議を行っている。 学生の受け入れの改善・向上に向け、一般入試における民間試験（TOEIC）の活用、大学院進学ガイダンスの実施等に取り組んでいる。	A評価とする。	
		・上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学部・研究科】	A		—			
（２）点検・評価項目（５-1～5-4）における長所、特色（箇条書き）			（３）点検・評価項目（５-1～5-4）における課題、改善点（箇条書き）					総括【（２）（３）について】
(上記5-1～5-4に関して) ・入試実施方法の見直しを進めた ・「大学院進学ガイダンス」、「進学のすすめ」を実施し、使用したスライド資料をDENDA-UNIPAで理工学部生向けに配信した ・理工学部と合同で、「国際化プロジェクト」（理工学研究科合格者（推薦入試（A日程））の希望者対象）として台湾へのサマーセミナー参加制度（研修・渡航費無料）を設けており、大学院進学を推進している。			(上記5-1～5-4に関して) ・入学定員及び収容定員の適正化を推進する ・内部進学率の向上					

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019年10月11日

部署： 情報環境学研究所

作成者：柴田 滝也

基準5：学生の受け入れ	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載（作成）願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
-------------	--

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学選抜制度及びその運営体制を整備し、入学選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学人数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
---

<p>評定基準</p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
--

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載（作成）願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 【学部・研究科】	S			入学受入の方針は、求める学生像に「学力水準・能力を」を明確に定めている。また、学位授与方針/教育課程の編成・実施方針と整合しており、公表されている。
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A			
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	S			
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		-	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施</li> </ul>	①入学選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各研究科、および各専攻においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	厳格な審査基準に基づき、修了判定を行った結果、2018年度は修了判定対象者21名の内、18名が修了。入学選抜の結果、入学受入方針に沿った学生を受け入れているといえる。
		②入学選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各研究科の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	-	
		③上記の運営体制のもと、入学選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	-	運営委員会資料	
		④入学選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A			

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載（作成）願います】

<p>総括【(1)について】 (振り返し、今後の取り組み)</p> <p>学生の受け入れ方針は適切に定められ、公表している。</p>
--

<p>(5-3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理【学士課程】</li> <li>・入学定員に対する入学数比率</li> <li>・編入学定員に対する編入学生数比率</li> <li>・収容定員に対する在籍学生数比率</li> <li>・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応【修士課程、博士課程、専門職学位課程】</li> <li>・収容定員に対する在籍学生数比率</li> </ul>	<p>①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学学生数は、入学定員に対して適正な数となっているか。【学部・研究科】</p>	B			<p>入学定員に対する適切な入学数、収容定員に対する適切な在籍学生を確保するために、学部3年目学生に対する働きかけを行った。また父母懇談会において、修士課程学生が担当する修士課程進学に関する相談コーナーを用意し、5組の父母からの相談を受け、進学を勧めていただくよう依頼した。</p>	<p>2018年度中の試みにより、2019年度実施の大学院入試では34名が合格（2019年10月7日現在）しており、学部3年目学生や親への働きかけによる成果であるといえる。</p>
		<p>②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。【学部・研究科】</p>	B				
<p>(5-4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>・点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul>	<p>①学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。【学部・研究科】</p>	その他			<p>検討中</p>	<p>今後、引き続き検討を行っていく。</p>
		<p>②上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。【学部・研究科】</p>	その他				
<p>(2) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における長所、特色(箇条書き)</p> <p>(上記5-1~5-4に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者受入方針は適切に定めて公表しており、受入方針に沿った学生を受け入れている。</li> <li>・修士課程への進学促進に取り組んだ結果、志願者の増加に繋がった。</li> </ul>		<p>(3) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における課題、改善点(箇条書き)</p> <p>(上記5-1~5-4に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価および改善・向上に向けた取り組みについては検討中である。</li> </ul>		<p>総括【(2)(3)について】</p> <p>学生の受入については、一部課題はあるが、概ね適切に行われている。</p>			

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/11

部局： 未来科学研究科委員長

作成者： 積田 洋

基準5：学生の受け入れ	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
-------------	--

<p>【ア】大学基準および解説</p> <p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
---

<p>評定基準</p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
--

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 【学部・研究科】	A		-	<p>【未来科学研究科】                      左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。                      具体的には、学生受け入れ方針については、研究科・専攻(コース)において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。</p>
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		-	
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		-	
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		-	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学者選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</li> </ul>	①入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各研究科、および各専攻においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	<p>【未来科学研究科】                      研究科において、入学者選抜の実施方法そのものが、方針に沿った方法であるので、「方針に沿った学生を受け入れている」と言える。</p>
		②入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各研究科の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	-	
		③上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	-	運営委員会資料	
		④入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A		-	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</p> <p>【未来科学研究科】                      A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。</p> <p>A評価とする。</p>
<p>【未来科学研究科】                      左記のとおり。</p> <p>A評価とする。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(5-3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 【学士課程】 ・入学定員に対する入学数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 【修士課程、博士課程、専門職学位課程】 ・収容定員に対する在籍学生数比率	①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学数、入学定員に対して適正な数となっているか。 【学部・研究科】	A		-	【未来科学研究科】 未来科学研究科においては、一部の専攻において、公定員に、若干、入学者が少ないところがあるが、研究科全体では、適正な数の入学を受け入れていると言える。
		②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 【学部・研究科】	A		-	
(5-4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・点検・評価結果に基づく改善・向上	①学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学部・研究科】	A		-	【未来科学研究科】 大学院/研究科レベルでは、前年度入試総括報告書を用い、入試センター運営委員会、研究科運営委員会、研究科委員会において、自己点検・評価を行い、次年度以降の取り組み検討を行っている。 専攻レベルにおいてもこの検討は行っている。また、研究科レベルにおいては、学生募集強化のため「大学院進学推進ワーキンググループ」を研究科の下に設置し、主として募集広報活動を展開しており、イベント出席者等を見ても、奏功していると言える。
		②上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学部・研究科】	A		-	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>【未来科学研究科】 未来科学研究科においては、研究科全体としては適正数であるが、一部の専攻において公定員に満たない専攻があるため、公定員の確保を、目標とする。</p> <p>入学定員・収容定員は適正な和垂であるが、入学者が少なく、B評価とする。</p>
A評価とする。

(2) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における長所、特色(箇条書き)	(3) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における課題、改善点(箇条書き)
(上記5-1~5-4に関して) 【未来科学研究科】 ① 現在のところ、入試センターにおける募集活動、さらには研究科専攻における募集活動が奏功し、学生募集については、全体的に成果を上げていると考えている。	(上記5-1~5-4に関して) 【未来科学研究科】 ① 引き続き、高い大学院進学率を維持していきたい。

総括【(2) (3)について】
18歳人口につき、現在は118万人程度であるが、文部科学省作成の資料によれば、2030年には100万人程度、2040年には80万人程度になると言われている。 つまり20年後には、現在の3分の2になる。 現在は好調であるものの、避けることができない18歳人口減少の傾向に対し、あらかじめ準備しておくことは、大変重要であると考えている。



2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019/11/11

部署：工学部長

作成者：佐藤 太一

基準5：学生の受け入れ	<p><b>【記入方法】</b>                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載（作成）願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について</li> <li>・(2)点検・評価項目における長所、特色について</li> <li>・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</li> </ul>
-------------	--

<p><b>【ア】大学基準および解説</b></p> <p><b>【大学基準】</b>                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p><b>（解説）</b>                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
--

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：（具体記入）</li> </ul>
---

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載（作成）願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 (入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定されているか。 【学部・研究科】	A		-	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、学生受け入れ方針については、学部・学科において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		-	
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		-	
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		-	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学者選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</li> </ul>	①入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各学部、および各学科においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	学部において、入学者選抜の実施方法そのものが、方針に沿った方法であるので、「方針に沿った学生を受け入れている」と言える。
		②入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各学部の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	-	
		③上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	-	運営委員会資料	
		④入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A		-	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載（作成）願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p>
<p>A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。 ここでA評価としたのは、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA（入学受け入れ方針の見直し）が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p>
<p>A評価とする。</p>
<p>左記のとおり。</p>
<p>A評価とする。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(5-3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 【学士課程】 ・入学定員に対する入学数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 【修士課程、博士課程、専門職学位課程】 ・収容定員に対する在籍学生数比率	①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学数、入学定員に対して適正な数となっているか。 【学部・研究科】	A		-	工学部においては、一部の学科において、収容定員に留意しなければならないため、調整しながら入学確保を行っている。
		②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 【学部・研究科】	A		-	
(5-4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・点検・評価結果に基づく改善・向上	①学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学部・研究科】	A		-	大学/学部レベルでは、本学IRセンターのデータ、前年度入試総括報告書を用い、入試センター運営委員会、学部入試広報委員会、学部運営委員会、教授会において、募集活動から入試実施に至るまで、自己点検・評価を行い、次年度以降の取り組み検討を行っている。また定員管理については、前記委員会等に加え、学生確保対策会議でも確認がなされている。 学科レベルにおいては、上記の大学/学部レベルの検討に際し、学科の役割、立場での検討を行っており、大学/学部レベルと学科レベルの相互関係を構築している。
		②上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学部・研究科】	A		-	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
工学部における左記の収容定員超過への配慮に伴う、入学者の調整は、2020年度入試の調整を最後に目途がつく予定である。  入学定員・収容定員は2020年をめどに適正な数になる予定。 B評価とする。
各種資料を用いて定期的に自己点検・評価を行っており、入試制度の改善等もしている。これを継続していくことを考えている。 特に、ここ数年、本学IRセンターと入試センターにおいて、データに基づく検証等が行われていることは、特筆すべき事項と考えている。

(2) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における長所、特色(箇条書き)	(3) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における課題、改善点(箇条書き)
(上記5-1~5-4に関して) ① 現在のところ、入試センターにおける募集活動、さらには学部学科における募集活動が奏功し、学生募集については、全体的に成果を上げていると考えている。 ② 連合広報・動画広報という新たな入試に係る広報を導入した。今年度で2回目の広報となるので、これを継続して学生募集にどのような影響を与えているかを見ていく必要があると考えている。	(上記5-1~5-4に関して) ① 2021年度の文部科学省の入試改革に伴い、本学も入試日程の変更等の入試改革を行っているが、これがどのような影響を及ぼすのかが見えないところがある。 ② 上記に合わせ、国内の景気減退の傾向が今後進むと思われるので、入試にどのような影響があるか懸念している。

総括【(2) (3)について】
18歳人口につき、現在は118万人程度であるが、文部科学省作成の資料によれば、2030年には100万人程度、2040年には80万人程度になると言われている。 つまり20年後には、現在の3分の2になる。 現在は好調であるものの、避けることができない18歳人口減少の傾向に対し、あらかじめ準備しておくことは、大変重要であると考えている。

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/11

部局： 工学部第二部長

作成者： 佐藤 太一

基準5：学生の受け入れ	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
-------------	--

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 【学部・研究科】	A		-	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。 具体的には、学生受け入れ方針については、学部・学科において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		-	
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		-	
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		-	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学者選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</li> </ul>	①入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各学部、および各学科においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	学部において、入学者選抜の実施方法そのものが、方針に沿った方法であるので、「方針に沿った学生を受け入れている」と言える。
		②入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各学部の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	-	
		③上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	-	運営委員会資料	
		④入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A		-	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p>
<p>A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。 ここでA評価としたのは、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(入学受け入れ方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>A評価とする。</p>
<p>左記のとおり。</p> <p>A評価とする。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
(5-3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理</li> <li>【学士課程】</li> <li>入学定員に対する入学数比率</li> <li>編入学定員に対する編入学生数比率</li> <li>収容定員に対する在籍学生数比率</li> <li>収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応</li> <li>【修士課程、博士課程、専門職学位課程】</li> <li>収容定員に対する在籍学生数比率</li> </ul>	①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学数、入学定員に対して適正な数となっているか。 【学部・研究科】	A		-	工学部第二部においては、各学科、適正な数の入学を受け入れている。
		②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 【学部・研究科】	A		-	
(5-4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</li> <li>点検・評価結果に基づく改善・向上</li> </ul>	①学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学部・研究科】	A		-	<p>大学/学部レベルでは、本学IRセンターのデータ、前年度入試総括報告書を用い、入試センター運営委員会、学部入試広報委員会、学部運営委員会、教授会において、募集活動から入試実施に至るまで、自己点検・評価を行い、次年度以降の取り組み検討を行っている。また定員管理については、前記委員会等に加え、学生確保対策会議でも確認がなされている。</p> <p>学科レベルにおいては、上記の大学/学部レベルの検討に際し、学科の役割、立場での検討を行っており、大学/学部レベルと学科レベルの相互関係を構築している。</p>
		②上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学部・研究科】	A		-	

総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)
<p>工学部第二部においては、適正な入学数となっているので、今後も引き続き維持していく。なお、入学における推薦入試比率については、引き続き対応を継続していく。</p> <p>入学定員・収容定員は適切な数であり、A評価とする。</p>
<p>各種資料を用いて定期的に自己点検・評価を行っており、入試制度の改善等もしている。これを継続していくことを考えている。特に、ここ数年、本学IRセンターと入試センターにおいて、データに基づく検証等が行われていることは、特筆すべき事項と考えている。</p>

【(2) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における長所、特色(箇条書き)】 (上記5-1~5-4に関して)	【(3) 点検・評価項目 (5-1~5-4) における課題、改善点(箇条書き)】 (上記5-1~5-4に関して)
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現在のところ、入試センターにおける募集活動、さらには学部学科における募集活動が奏功し、学生募集については、全体的に成果を上げていると考えている。</li> <li>② 工学部第二部における「はたらく学生入試」は募集規模が小さいものの、社会人教育を考えるひとつの入試のあり方として、本入試での入学者の今後の動向を見ていく必要があると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 2021年度の文部科学省の入試改革に伴い、本学も入試日程の変更等の入試改革を行っているが、これがどのような影響を及ぼすのかが見えないところがある。</li> <li>② 上記に合わせ、国内の景気減退の傾向が今後進むと思われるので、入試にどのような影響があるか懸念している。</li> </ul>

総括【(2) (3) について】
<p>18歳人口につき、現在は118万人程度であるが、文部科学省作成の資料によれば、2030年には100万人程度、2040年には80万人程度になると言われている。</p> <p>つまり20年後には、現在の3分の2になる。</p> <p>現在は好調であるものの、避けることができない18歳人口減少の傾向に対し、あらかじめ準備しておくことは、大変重要であると考えている。</p>

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019.10.21

部局： 理工学部

作成者： 川井 悟

基準5：学生の受け入れ	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
-------------	--

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

<p style="text-align: center;">評価基準</p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
--

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 【学部・研究科】	A		—	理工学部は一つの学科(理工学科)の下に6つの学系を有しており、学系毎に学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針が異なることから、学生の受け入れ方針についても、学系毎に設定されている。
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		—	
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		—	
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		—	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学者選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</li> </ul>	①入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各学部、および各学科においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	④入学者受け入れ方針については、理工学部入試広報委員会、学部運営委員会を経て理工学部教授会で決定している。この方針に基づき、入試合格判定を行い教授会で決定している。入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れている。
		②入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各学部の運営委員会において合格判定を行い、学長が決済する。	—	
		③上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	—	運営委員会資料	
		④入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A		—	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;">総括【(1)について】 (繰り返し、今後の取り組み)</p>
<p>A評価とする。</p>
<p>A評価とする。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
（5-3）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 【学士課程】 ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 【修士課程、博士課程、専門職学位課程】 ・収容定員に対する在籍学生数比率	①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。 【学部・研究科】	A		—	毎年度、法人により入学目標人員が策定され、その人員確保に向け、学長の下での学生確保対策会議により「一般入試等合格判定の基本方針」及び「合格者判定ガイドライン」が示される。また、これらの基本方針やガイドラインの他に「入学定員超過率・収容定員超過率」の情報を大学全体で共有し、学部における入学試験合格者数を決定している。また、毎月、在籍学生数一覧を作成し、各学系及び学年の人数把握により、転学系、編入学の実施判断も含め収容定員を管理している。
		②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 【学部・研究科】	A		—	
（5-4）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・点検・評価結果に基づく改善・向上	・学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学部・研究科】	A		—	学生の受け入れに関する自己点検・評価の1つとして、指定校推薦入試における対象校基準の見直し等について入試広報委員会及び各学系において点検・評価を行っている。また、運営委員会において入試に関するIRデータの報告を実施している。 学生の受け入れの改善・向上に向けて、オープンキャンパスにおけるタイムテーブルを午前中を中心に組むことで来場者の便宜を図る等、広報の工夫を行っている。
		・上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学部・研究科】	A		—	
（2）点検・評価項目（5-1～5-4）における長所、特色（箇条書き）			（3）点検・評価項目（5-1～5-4）における課題、改善点（箇条書き）			
(上記5-1～5-4に関して) ・入学定員超過率と収容定員超過率の情報を共有し、各学系、学年の人数把握により、転学系、編入学の収容定員を管理している。 ・全学的な制度である数学満点入試、英語外部試験の利用、エンジニアのたまご等の入試制度を実施している。			(上記5-1～5-4に関して) ・入学定員及び収容定員のさらなる適正化を推進する ・2018年度理工学部改編により設置されたオナースプログラムに関する広報の充実を推進する			

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
入学定員・収容定員は適切な数であり、A評価とする。

総括【（2）（3）について】

2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日：2019/11/9

部署： 未来科学部長

作成者： 石川 潤

基準5：学生の受け入れ	<p><b>【記入方法】</b>                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
-------------	---

<p><b>【ア】大学基準および解説</b></p> <p><b>【大学基準】</b>                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>
---

<p style="text-align: center;"><b>評定基準</b></p> <p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>
---

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 【学部・研究科】	A		-	<p>【未来科学部】                      左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができています。                      具体的には、学生受け入れ方針については、学部・学科において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。</p>
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		-	
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		-	
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		-	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学者選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</li> </ul>	①入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各学部、および各学科においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	<p>【未来科学部】                      学部における入学者選抜の実施方法そのものが、学生の受け入れ方針に沿って定められた方法である。したがって、「方針に沿った学生を受け入れている」と言える。</p>
		②入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各学部の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	-	
		③上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	-	運営委員会資料	
		④入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A		-	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

<p style="text-align: center;"><b>総括【(1)について】 (振り返り、今後の取り組み)</b></p>
<p>【未来科学部】                  A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。                  ここでA評価としたのは、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(入学受け入れ方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>A評価とする。</p>
<p>【未来科学部】                  左記のとおり。</p> <p>A評価とする。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
（5-3）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 【学士課程】 ・入学定員に対する入学数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 【修士課程、博士課程、専門職学位課程】 ・収容定員に対する在籍学生数比率	①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学数、入学定員に対して適正な数となっているか。 【学部・研究科】	A		-	【未来科学部】 未来科学部、システムデザイン工学部、工学部第二部においては、各学科、適正な数の入学を受け入れている。
		②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 【学部・研究科】	A		-	
（5-4）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・点検・評価結果に基づく改善・向上	①学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学部・研究科】	A		-	【未来科学部】 大学/学部レベルでは、本学IRセンターのデータ、前年度入試総括報告書を用い、入試センター運営委員会、学部入試広報委員会、学部運営委員会、教授会において、募集活動から入試実施に至るまで、自己点検・評価を行い、次年度以降の取り組み検討を行っている。また定員管理については、前記委員会等に加え、学生確保対策会議でも確認がなされている。 学科レベルにおいては、上記の大学/学部レベルの検討に際し、学科の役割、立場での検討を行っており、大学/学部レベルと学科レベルの相互関係を構築している。
		②上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学部・研究科】	A		-	

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>【未来科学部】 未来科学部、システムデザイン工学部、工学部第二部においては、適正な入学数となっているので、今後も引き続き維持していく。なお、入学における推薦入試比率については、引き続き対応を継続していく。</p> <p>入学定員・収容定員は適切な数であり、A評価とする。</p>
<p>【未来科学部】 各種資料を用いて定期的に自己点検・評価を行っており、入試制度の改善等も行っているため、これを継続していくことを考えている。特に、ここ数年、本学IRセンターと入試センターにおいて、データに基づく検証等が行われていることは、特筆すべき事項と考えている。</p>

（2）点検・評価項目（5-1~5-4）における長所、特色（箇条書き）	（3）点検・評価項目（5-1~5-4）における課題、改善点（箇条書き）
<p>（上記5-1~5-4に関して）</p> <p>【未来科学部】 ① 現在のところ、入試センターにおける募集活動、さらには学部学科における募集活動が奏功し、学生募集については、全体的に成果を上げていると考えている。 ② 未来科学部は「プロの能力・豊かな教養」をモットーに、3学科連携の特長が学生にわかりやすく伝わるように、学生の受け入れ方針を策定している。</p>	<p>（上記5-1~5-4に関して）</p> <p>【未来科学部】 ① 2021年度の文部科学省の入試改革に伴い、本学も入試日程の変更等の入試改革を行っているが、これがどのような影響を及ぼすのかが見えないところがある。 ② 上記に合わせ、国内の景気減退の傾向が今後進むことも想定されるので、入試にどのような影響があるか懸念している。</p>

総括【（2）（3）について】
<p>18歳人口につき、現在は118万人程度であるが、文部科学省作成の資料によれば、2030年には100万人程度、2040年には80万人程度になると言われている。 つまり20年後には、現在の3分の2になる。 現在は好調であるものの、避けることができない18歳人口減少の傾向に対し、あらかじめ準備しておくことは、大変重要であると考えている。</p>



2018（平成30）年度 自己点検・評価 チェックシート（部局長用）

作成日： 2019/11/05

部局： システムデザイン工学部

作成者： 齊藤 剛

基準5：学生の受け入れ	<p>【記入方法】                  本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、(イ)『大学基準』および(解説)、(ウ)『評価の視点』、(エ)『判断のポイント(評価者の観点)』を踏まえ、各『点検・評価項目』に係る「2018(平成30)年度 自己点検・評価 チェックシート」における、以下について記載(作成)願います。                  ・(1)点検・評価項目における現状における【オ】、【カ】、【キ】欄について                  ・(2)点検・評価項目における長所、特色について                  ・(3)点検・評価項目における課題、改善点について</p>
-------------	--

【ア】大学基準および解説
<p>【大学基準】                  大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。</p> <p>(解説)                  ①大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。                  ②大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。                  ③大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。                  ④大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。</p>

評価基準
<p>本学3つのポリシーおよびアセスメントポリシーに基づき、「大学基準」等に照らして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S：卓越した水準にある取り組みである</li> <li>・A：概ね適切な取り組みである</li> <li>・B：さらなる努力が求められる取り組みである</li> <li>・C：抜本的な改善が求められる取り組みである</li> <li>・その他：(具体記入)</li> </ul>

(1) 点検・評価項目における現状について 【オ】・【カ】・【キ】欄に記載(作成)願います。

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント(評価者の観点)	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 (具体記入欄)		
(5-1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表</li> <li>・下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法)</li> </ul>	①学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと(学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程)に設定されているか。 【学部・研究科】	A		-	左記のイ、ウ、エについて、十分な対応ができていない。 具体的には、学生受け入れ方針については、学部・学科において、諸要件について、明確に、そしてわかりやすい表現を用いてホームページに掲載している。
		②上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 【学部・研究科】	A		-	
		③上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 【学部・研究科】	A		-	
		④上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 【入試センター】	その他	ホームページ、及び募集要項に掲載	募集要項	
		⑤上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。 【入試センター】	A		-	
(5-2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</li> <li>・入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</li> <li>・公正な入学者選抜の実施</li> <li>・入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</li> </ul>	①入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 【入試センター】	その他	各学部、および各学科においてアドミッションポリシー作成し、これに基づき各種入試を実施している。	募集要項	学部において、入学者選抜の実施方法そのものが、方針に沿った方法であるので、「方針に沿った学生を受け入れている」と言える。
		②入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 【入試センター】	その他	入試センター、および学部事務部で入試を実施し、各学部の運営委員会において合否判定を行い、学長が決済する。	-	
		③上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 【入試センター】	A	-	運営委員会資料	
		④入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。 【学部・研究科】	A		-	

【とりまとめ部局による総括】

(4) 当該基準の総括  
【総括を記載(作成)願います】

総括【(1)について】 (振り返し、今後の取り組み)
<p>A評価と記載しているが、S評価と記載しても遜色ないと考えている。 ここでA評価としたのは、学部においては、アセスメントポリシーに基づくPDCA(入学受け入れ方針の見直し)が今後実施すること等に鑑みて、A評価と記載した。</p> <p>A評価とする。</p>
<p>左記のとおり。</p> <p>A評価とする。</p>

【イ】 点検・評価項目	【ウ】 評価の視点	【エ】 判断のポイント（評価者の観点）	【オ】		【カ】 根拠資料	【キ】 現状説明等 ※【イ】「点検・評価項目」毎
			現状把握 ※プルダウン より選択	その他を選択の場合 （具体記入欄）		
（5-3）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	・入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 【学士課程】 ・入学定員に対する入学数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 【修士課程、博士課程、専門職学位課程】 ・収容定員に対する在籍学生数比率	①各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学数、入学定員に対して適正な数となっているか。 【学部・研究科】	A		-	システムデザイン工学部においては、各学科、適正な数の入学を受け入れている。
		②各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 【学部・研究科】	A		-	
（5-4）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	・適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・点検・評価結果に基づく改善・向上	①学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 【学部・研究科】	A		-	大学/学部レベルでは、本学IRセンターのデータ、前年度入試総括報告書を用い、入試センター運営委員会、学部入試広報委員会、学部運営委員会、教授会において、募集活動から入試実施に至るまで、自己点検・評価を行っている。また定員管理については、前記委員会等に加え、学生確保対策会議でも確認がなされている。 学科レベルにおいては、上記の大学/学部レベルの検討に際し、学科の役割、立場での検討を行っており、大学/学部レベルと学科レベルの相互関係を構築している。
		②上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 【学部・研究科】	A		-	

総括【（1）について】 （振り返り、今後の取り組み）
<p>未来科学部、システムデザイン工学部、工学部第二部においては、適正な入学数となっているので、今後も引き続き維持していく。なお、入学における推薦入試比率については、引き続き対応を継続していく。</p> <p>入学定員・収容定員は適切な数であり、A評価とする。</p>
<p>各種資料を用いて定期的に自己点検・評価を行っており、入試制度の改善等も行っているため、これを継続していくことを考えている。 特に、ここ数年、本学IRセンターと入試センターにおいて、データに基づく検証等が行われていることは、特筆すべき事項と考えている。</p>

（2）点検・評価項目（5-1~5-4）における長所、特色（箇条書き） （上記5-1~5-4に関して）	（3）点検・評価項目（5-1~5-4）における課題、改善点（箇条書き） （上記5-1~5-4に関して）
<p>① 現在のところ、入試センターにおける募集活動、さらには学部学科における募集活動が奏功し、学生募集については、全体的に成果を上げていると考えている。</p>	<p>① 2021年度の文部科学省の入試改革に伴い、本学も入試日程の変更等の入試改革を行っているが、これがどのような影響を及ぼすのかが見えないところがある。 ② 上記に合わせ、国内の景気減退の傾向が今後進むと思われるので、入試にどのような影響があるか懸念している。</p>

総括【（2）（3）について】
<p>18歳人口につき、現在は118万人程度であるが、文部科学省作成の資料によれば、2030年には100万人程度、2040年には80万人程度になると言われている。 つまり20年後には、現在の3分の2になる。 現在は好調であるものの、避けることができない18歳人口減少の傾向に対し、あらかじめ準備しておくことは、大変重要であると考えている。</p>

### 3. 2018（平成30）年度 自己点検・評価 総評

社会に対して、優れた人材として卒業・修了した学生を輩出するためには、大学での教育研究が適切に行われ、卒業・修了する学生の質を大学が保証する全学的な仕組みが必要になる。大学認証評価も、上記の考えにより、2018年からこれまで以上に、教育の質保証の仕組みについて重視するようになってきている。学長を中心とした全学的な教育マネジメント体制により、大学の理念や目的が学部・研究科レベルまで反映された教育を行えるよう、教育活動の質保証の方針をまず定め、そして一連の取り組みが適切に行われているか随時チェックを行う事で質保証が維持される。

上記の観点から今回の自己点検・評価を確認したところ、以下の点について今後対応を検討する必要がある。

内部質保証に大きな役割を果たす組織として、本学では自己評価総合委員会を設置している。しかし、自己評価総合委員会は学部・大学院の教育研究における自己点検評価やその改善を総合的に行うための機関と記されるのみであり、方針を定める機関として内部質保証の有効性を担保できているか、検討すべきではないかと考える。

つまり、内部質保証を果たす組織として、教育改善推進室と自己評価総合委員会の役割分担などを規定上明確に定めることがまず必要であると感じる。また、どの組織が全学的な方針を定めて計画を設定するのか、今回の点検・評価からは明確にわからない。また、本学の理念や目的を踏まえた点検・評価が行われているのかも今回の点検・評価では見えない。本学の理念や目的を客観的なガイドラインとして、自己評価総合委員会が提示し、それを各学部・研究科に方針として伝える必要があるように思う。その際に、IRセンターが自己評価総合委員会の客観的なガイドライン策定、点検をサポートする部署として連携できるような組織体制が望ましいと考える。自己評価総合委員会による内部質保証体制を補佐する体制として、自己評価総合委員会メンバーに本学外部委員の登用、もしくは外部評価の導入も望まれる。

学部・研究科での教育について、適切に実施・評価されていることがわかった。引き続き理念や目的に沿った教育とその質保証のための評価をお願いします。学習成果について、成績による評価体制は構築できているが、授業を通じたコンピテンシーの向上など、学力以外の能力向上も考えられる。このような学習成果の可視化についての具体的な取り組みが望まれる。また、修士論文や博士論文の審査基準について明示されているかどうか、博士論文の方が修士論文よりも基準が厳しいのかどうかまでは把握できない。

学生の受け入れに関して、本学の受け入れ方針に基づき、適切に募集を行っていることが把握できた。ただ、一部の研究科については定員に対する入学者数が少なく、進学促進に向けた取り組みが望まれる。

以上

#### 4. おわりに

本報告書対象年度の 2018（平成 30）年度は、「学校法人東京電機大学中長期計画～TDU Vision2023」（以下「中長期計画」という）の 5 年目として、建学の精神、教育・研究理念に基づく教育体制の整備等の各種事業が推進された。理工学部には新学系（生命科学系、機械工学系、電子工学系）を設置するとともに工学部第二部（夜間部）に社会人課程（実践知重点課程）を新設したほか、ものづくりセンターの本格運用を開始した。

2017（平成 29）年度の自己点検・評価までは、2016（平成 28）年度の大学認証評価受審結果に基づき、「大学認証評価結果における努力課題への対応」「第 43 群大学分科会報告書にて指摘のあった事項」「各部署で掲げている改善すべき事項」等について、大学全体及び各部署が抱えている課題に対して自己点検・評価を行い、改善を行ってきた。

本報告書の 2018（平成 30）年度は、これまでの自己点検・評価活動の形を踏襲しつつ、2018（平成 30）年度より開始された「第 3 期認証評価基準」を踏まえ、3つのポリシーおよびアセスメントポリシー等に基づき自己点検・評価を行い、次年度以降の円滑な「自己点検・評価」体制の整備・更なる有効性の強化に向けたスキームの検討を行うことを主眼とした。

第 3 期認証評価においては、内部質保証システムを構築し有効に機能させているかどうか重視される。本学においては、第 2 期認証評価の受審を踏まえ、PDCA 体制の構築を図りその運用を行っているが、より実質的・効果的な内部質保証活動の有用性を高めるため、学長を中心とした全学的な教育マネジメント体制により、点検・評価を行っていく所存である。

国際的に活躍できる高度専門科学技術者に対する需要は急速に高まっており、社会における理工系大学への期待・使命はこれまで以上に大きくなってきている。これからも輝き続ける理工系私立大学を目指し、大学が一体となり、それぞれの役割を認識しつつ、互いに連携、協力することで、さらなる発展を図っていく次第である。

以 上